

Title	平成十五年度博士論文(課程)要旨
Author(s)	
Citation	大阪大学大学院文学研究科紀要. 2005, 45, p. 22-85
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/3805
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

平成十五年
博士論文
(課程)
要旨

スピノザにおける《内在》の論理

堀江 剛

この論文は、スピノザの著作『知性改善論』および『エチカ』に基づいて、そこに貫かれている《内在》の論理を明らかにする試みである。そのときの基本的な解釈の立場は次のように要約される。すなわちスピノザの《内在》の概念は、何が何に内在する（～においてある）かという問いに対して、その「何が何に」を固定しない。それは、活動が活動に内在する（自己が自己においてある）としか呼べないような、自己言及的な様相を持つ概念である。論文では《内在》の概念を含意する三つの位相、すなわち「生活」「知性」「自然」という活動に着目し、これらが一方から他方に移行する場面を考察する。

本論第一部「生活と方法」は「生活」から「知性」への移行の問題にする。これは、スピノザが「方法」として展開させている『知性改善論』の考察に当たる。スピノザにとって「生活」は、人間の、意のままにならない、喜怒哀楽を含んだ、しかしそれだけで、とにかく生きていく活動（心の動き）である。ここから

「善く生きることはとにかく生きていくことである」という自己言及的な善の定義が取り出される。これが「生活（生きること）」においてある」という《内在》の位相である。ここから「生活＝心の動き」を改善していくための最も有効な「生得の道具」として「知性」が選択される。

本論第二部「自然の構成」は「知性」から「自然」への移行の問題にする。それはスピノザが神の定義を提示し、その存在を証明するに至るまでの部分、すなわち『エチカ』第一部定理1-11を基本的な考察の対象とする。この考察は、スピノザにおける「実体・属性・様態」の概念を基軸にした「自然＝神」の構成に関する理論の考察でもある。ここでは、属性と実体の関係、属性と様態との関係、諸属性の實在的区別に関する諸問題を考察し、最後に「絶対無限」から成るものとして定義される「自然＝神」の問題に戻る。結論は「自己明示的な知性の作動が自然を構成する」ということと「自然が自己生成的に知性を生み出す」ということは等価であり、反転しうることである。ここに「自然」に内在するという位相が示される。

本論第三部「感情と倫理」は「自然」から「生活」への移行の問題にする。これは『エチカ』第二部以降第五部までの考察に相当する。スピノザにとって「人間」は有限な心身変容の事態であるが、その複合的で自己生成的な様相は「感情」の概念によって

明確に示される。感情は、自己保存活動（欲望）とその活動能力の増／減（喜び／悲しみ）という基本構造をなし、それが多様な対象と関係することに応じて多様な感情として生成する。感情生成のメカニズムは、習慣によるパターン形成、感情の模倣などによって説明される。また「善悪」の観念も感情の中に含まれる。

それは人間行為を拘束する抽象的な規範ではなく、「生きる」生活する」ためのメディアとして定義される。感情が自らにとつて有益な事柄を選別し「より強く」生成するような回路を作ること、これがスピノザ倫理学の核心である。

さらに、この倫理学は最終的に「直観知」を指し示す。つまり人間の自己活動（感情）を観察していけば、そこに「あるものが残存する」というかたちで「精神の眼」（観察・論証することそれ自身）が指し示される。ここで、知性の作動から自然の自己生成へと反転した《内在》の論理は、自然の一部分としての人間生活の自己活動を経て、再び知性へと反転している。スピノザにおける《内在》の論理は、選択・反転の機構によって「知性に内在する認識論」「自然に内在する存在論」「生活に内在する倫理学」を相互に展開させ合うのである。そこでは、あらゆる特異な場面に内在することを可能にする「開かれた」《内在》の論理が示されている。以上が本論文「スピノザにおける《内在》の論理」の結論である。

「戦後沖縄—奄美—日本の解放運動／思想 潜在—遍在する沖縄戦後史の時代経験」

森 宣雄

沖縄戦後史とは一九四五年度の沖縄戦以後のアメリカの軍事統治下の沖縄史として知られる。それは一九七二年に沖縄の施政権がアメリカから日本国に戻され、日本国沖縄県が復活したことをもって終了する。この27年間の戦後沖縄の歴史は、日本（戦後）史の一部、その特殊な番外編として包摂されるべきものであるのか、それとも琉球史が一次的に復活し再浮上した、それ自身の独立した単位の歴史なのか、本来的にはつきりしなかった。本論文は、主権国家の包摂範囲を基本的な構成単位とする世界史—国史—地方史という垂直的に統合される歴史認識の体系的秩序の異物として、この沖縄戦後史を捉える。

沖縄戦後史の位置が不分明であるという事態は、そもそもこの地域の国際政治上の地位を取り決めた対日講和条約第3条の条約規定と、戦後日本の沖縄にたいする「潜在主権」のアメリカによる承認というからくりそれ自体から発している、基本的条件だった。それはこの沖縄戦後史という歴史の独自性を、対外関係から

規定する根底的条件だった。その本質は、アメリカによって国連での信託統治提案の決定を先送りされたところに、決定的な軍事権力が、潜在化された主権のもとで責任主体の不明確な状態で、軍事基地の構築と排他的な維持管理のために圧倒的に行使されるという、地位の不明確さと未決定性に見いだすことができる。沖縄戦後史とは何かという問いにかかわる未決定性とは、意図されて与えられた非決定であり、未決定の状態に置くことを決定することによって、その未決定状態に拘束されることになる人びと（沖縄住民）の決定権や発言権を棚上げし、事実上、それが決定的に剥奪されるという統治技法に由来するものであった。

そしてこの未決定状態を変革し、責任と主権の不明確な状態をくつがえそうとする住民の運動が、大規模にくり返されてきたところに、沖縄戦後史の最大の、内在的な特質を見ることができ、沖縄の地位の不明確さと未決定性とは、統治権力の行なう支配の責任の不明確さ、いいかえれば無責任さ、そしてそれと表裏一体となる、守られるべき住民の権利の不明確さとして、具体的に現れていた。これにたいして、支配権力の不明確な責任を追及し、不明確にされた人権の擁護・明確化を追求することは、とりもなおさず曖昧にされた沖縄の地位を明確化する要求と一体になって連関してゆくのであり、この連動を担ったものが、沖縄戦後史の歴史展開をつき動かす最大の要因となった。それは広い意味

での社会運動であり、沖縄戦後史が独自なものとしてあるその核心には、社会運動が担った圧倒的な役割の大きさがある。本論文はこうした通常の歴史認識の体系の外部に成立した、独自なものとしての沖縄戦後史を、その社会運動の軌跡を追うかたちで通観するものである。

本論文は歴史研究の実証的次元においては、戦後初期に有力だった沖縄独立論が日本復帰論に変わった内在的な論理と背景や、自然発生的と思われてきた「島ぐるみ闘争」などの社会運動の組織的社会的背景を解き明かし、そして奄美・沖縄をつなぐ社会運動、新左翼運動の歴史の意味、復帰運動の限界を乗りこえる新たな越境的社会運動の生成などを、膨大な一次史料の発掘調査や関係者への聞き取り調査にもとづいて、初めて歴史の文脈に乗せてその意義を検討し、従来の研究や一般的認識において描かれてきた沖縄戦後史像を根底的に再検討し、総体として塗り替える取り組みとしてある。そしてその作業の上に立って、従来の認識において戦後沖縄の思想的到達点として知られてきた、反復帰論などの沖縄解放拠点論、あるいは日本ないし国家批判の道具として有用化される「反国家の凶区・沖縄」という関係性認識に根底的な批判を行なう。この点での取り組みを既定の学問領域に当てはめて位置づけるならば、現代史を実証面の素材として歴史的省察を開き、そこから現代、近代、前近代などと呼ばれて区分される過

去のつらなりへむけて、現在の歴史意識、時代経験の認識を再結合させる、歴史哲学の実践的探究である。

『明清浙東地域の民間信仰』

朱 海 濱

近世中国は高度に中央集権化された世界であり、王朝中央が臣民を効率的に支配するため、民間信仰という領域にも積極的に介入してゆく。明朝の民間祭祀政策は、特にその極初期より一種の「原理主義」的色彩を濃厚に帯びていたが、さらに明中期以降、「淫祠」に対する取り締まりの活動が全国各地で盛んに展開されるようになる。

このような状況の下、地域社会における民間信仰が、自己の存続・発展のために如何なる対応を示したか、或いはそもそもこれらの信仰を担っていたのがどのような人的集団であったか——以上が、本稿での主要な問題意識を構成する。本稿は石刻史料・地方志祠廟志・文集筆記を中心とした文字史料、及び民間信仰をめぐる民族学・人類学的調査報告や研究成果、二系統の史料・資料を基にして、浙東地域を中心とする民間信仰の問題を検討するも

のである。

第一章では、まず全国的規模で信仰された関羽神を扱う。この点に関し、筆者は以下の点を明らかにし得た。北宋末まで、関羽神は単なる地方神の位置づけしか有さなかったが、全国に普及したのは、明代以降のことである。その背景として、関羽信仰の性格が明中央の「原理主義」的宗教政策に完全に合致したことに加え、道士層が関羽信仰の存続拡大に積極的に参与していた点を挙げうる。

第二章は、土神（地方神）の一たる周雄神を素材とする。南宋中期、巫師出身の周雄（一一八八～一二二一、臨安府新城県の人）は、その死後、東南地域で広く信仰されるようになる。しかし明王朝の淫祠取り締まり政策強化に伴い、周雄廟は淫祠として摘発を受けるといふ危機に直面する。かかる環境の中、新たに周雄孝子譚が「創作」される。その孝子イメージは中央の祭祀政策と親和的であったため、周雄神信仰は明朝地方官による弾圧から辛うじて免れたのである。

第三章では第二のローカルな事例として胡則神を取り上げる。北宋初期の官界で活躍した胡則（九六三～一〇三九、婺州永康県の人）をめぐるのは、その死後さまざまな伝説が創作され、ここに胡則信仰が浙東地域に普及する。その信仰の形成・拡大には、僧侶の役割が極めて大きいものであった。彼らが胡則廟を創建・

修理し、更には伝説を創作して、胡則信仰の形成やその庶民への浸透を主導したことが推定できる。また、地元の士人層（「浙東儒臣」を含む）は、胡則の事跡を大いに顕彰（美化）するに止まらず、王朝側に対して封号・廟額授与、祀典編入等を行うよう働きかけた。胡則信仰も、官側の認可・保護を受け、長期に亘り繁栄を謳歌する。

第四章では、地方神が社会内に占めた位置について、地域の側から考察する。杭嘉湖寧紹地域では、桑栽培・潮水の災害・発達した水運や商工業といった諸条件の規定を受け、蚕神・潮神・航運保護神・財神等の神々が民衆の人気を集めた。胡則・徐偃王・周雄など郷土保護神への崇拜は、金衢嚴三府における、強い郷土意識・早魃が発生しやすい自然状況などに対応したものである。温台処三府での馬夫人・陳夫人信仰の盛行は、当該地域での巫術文化の発達や福建移民の流入などと関わっており、平水大王信仰の拡がりも当該地域の特殊な自然環境や早期の開発状況に規定されている。総じて、いずれの地方神信仰も、当地特有の具体的状況を反映し、各地域の民衆の心理的欲求を充足するものでなくてはならなかった。地域の各階層（特に士人層）が王朝側に働きかけ地元の信仰を存続させるよう尽力する際には、恐らくこのような功利的な要素が、重要な動機を構成したのである。

以上、中央の祭祀政策が、民間信仰の形態に大きな影響をもた

らしたことを実証した。本来儒教的観念に支えられていた閩羽信仰は、道士・官僚・士人などの活動を媒介にこの時期大きな転換点を迎え、以前にもまして急激に全国に普及する。儒教観念とは無縁であった周雄信仰の場合、積極的な伝説の創作を通じて、儒教的な祭祀政策に急接近し、官側より有力な保護・顕彰を受けるに至る。生前モラルの面で同僚に強く批判された胡則神も、地元儒者の美化・関与により、正神としての地位を確立する。いずれにせよ、民間信仰にとっては、中央の祭祀政策に対し一定以上の擦り寄りを行うことが、極めて有効な生存・拡大戦略だったのである。

民間信仰をめぐるこのような状況は、近世以来の中華文化全体の縮図として捉えることが可能である。つまり、朱熹学説の実用化は、中華文化のあらゆる面に儒教原理主義の烙印を刻んだ。一方で、王朝側が構築した理念的な制度は、そのまま実行されるのではなく、地元各種勢力の関与によって、あくまでも一定の変形を経た上で各地に適用されたのである。

トウルファン出土高昌墓埧の源流とその成立

張 銘 心

本論文は、トウルファン出土の三〜八世紀の墓誌—高昌墓埧の源流に関する研究であり、墓誌の形式的分類、および地域間比較や歴史的過程の分析に基づき、後漢魏晋南北朝の墓誌の伝播過程を考察した。

研究篇

第一章

中国内地の墓誌、後漢魏晋・一六国・北朝時代の碑形墓誌および東晋南朝時代の四方形墓誌について、形態と地域間偏差に着目し、その形成と変容過程を考察した。

碑形墓誌に関しては、従来の西晋起源説は成立せず、後漢時代すでに出現していた。一六国時代には、洛陽など中原では碑形墓誌の使用例が消え、武威周辺の河西へと移る。と同時に、独自の形態の「河西圓首碑形墓表」が出現する。これらは、地上に立つ墓表と同形態で、「墓表」と題するが、実際は、墓室に埋納さ

れ、墓誌の類に属する。北朝時代には、碑形墓誌の使用は平城を中心とする山西へと移る。北魏平城時代後期には、碑形墓誌が主流となるが、「河西圓首碑形墓表」の形式を継承する一方、南朝墓誌からの影響も受け、「墓誌(銘)」と題する「圓首碑形墓誌」に変容した。

次に、四方形墓誌に関しては、東晋南朝に出現し、早期には縦長方形、横長方形、正方形に近い長方形が見られたが、東晋後期には縦長方形に収斂する。つまり東晋墓誌は西晋の碑形墓誌を継承せず、方形墓誌という形式を生み出した。南朝期に入り、南遷した世家大族が定着するに伴い、「假葬」の風習が廃れ、正式な埋葬が一般化する。その際、かれらは西晋の碑形墓誌ではなく、東晋の長方形墓誌の形態を取り入れた。ただ、墓誌の書式・字数は、より豊富なヴァリエーションを持ち、銘・辞などの韻文も使用しはじめている。墓誌の形態は正方形に近い横長方形であり、正方形墓誌も出現した。北魏洛陽時代の墓誌は、ごく一部の碑形墓誌を除き、ほとんど正方形であり、その源流は、東晋に求められる。

第二章

第一章を踏まえ、高昌墓埧の成立過程について検討する。「渠封戴墓表」は、トウルファン出土ではあるが、高昌墓埧の元祖

とはいえず、「河西圓首碑形墓表」に属するものである。高昌墓埵にある「三点無紀年墓埵」については、書式と書体から見て、これらは五涼時代の高昌郡時期の墓埵であり、「且渠封戴墓表」より早期のものである。高昌墓埵自体の形成時期も五涼時代であった。高昌墓埵の地面近くの地下墓道に埋納される位置、無紀年書式と「墓表」の名称、および埵質など、いずれも高昌墓埵の独自の特徴といえ、その来源はすべて中国内地の墓誌にあるとみられる。

魏氏高昌国墓埵の書式は、①紀年、②身分、③姓名、④享年、⑤「くへ之」墓表」が基本である。紀年はこれまで誤解されたような死亡年月日ではなく、埋葬年月日である。紀年の分析から、魏氏高昌国時期のトゥルファンでは辰日に葬式を行わないという新たな知見も得られた。

資料編

「碑形墓誌」と「高昌墓埵」の二部構成をとる。とくに後者は従来個別に出版されていた高昌墓埵の資料をまとめた、目下のところ収録件数最多の高昌墓埵資料集である。

中島敦後期作品研究—「運命」の表象をめぐって

廖 秀 娟

これまで中島敦後期作品の研究において、「運命」が大きな主題として捉えられてきた。しかし、それら先行研究では作中人物の「運命」に対する認識の在り方に論拠の重点が置かれており、それをそのまま作品の主題にスライドさせ、主題として結論付けるのは早計に思われる。そこで本論文では、自らが迎えた結末を「運命」と深く信じる作中人物に焦点を当てつつ、作品本文の精緻な読解、検証を行った。その結果、これまで捉えられてきた、作中人物の認識—作品の主題の構図とは異なる、中島敦後期作品の新しい解釈を提示できたと考えている。

第一章では「盈虚」を考察した。本章では崩壊の認識や視点に沿う立場で考察を行うことよって、崩壊の生涯を再検討した。その結果、思慮が浅く短絡的ではあるものの、〈正義〉のために闘う崩壊像、自らの認識と周囲との懸隔に気付かない崩壊像、そのような崩壊像を顕現させるものと、父霊公、息子軫、疾、そして作品末尾にある己氏と位置付けることができた。このように作

品全体を考察することによって、「盈虚」において強く打ち出されたのは「他者」との深淵に立ち竦む男の姿であったと言えよう。

第二章では「牛人」を取り扱った。本章では、今まで看過されてきた豎牛の性格設定、豎牛の話を照射することを手掛かりとして、叔孫豹が息子豎牛「世界のきびしい悪意」を見出すプロセスを究明し、新たな解釈を試みた。その結果、両者の感情のずれの違いによって豎牛の叔孫への殺意が生じたこと、更には叔孫の豎牛への視線の不確かさや、夢に囚われたゆえの認識の誤謬によって、最後まで明晰な視点を得られなかった叔孫像が明らかになった。

第三章では「妖氛録」を取り上げた。ここでは、巫臣の心情の内実と同時に、語り手の特異な視線の在り方に着目することによって作品全体の解釈を行い、更に作品の位置付けを試みた。自らの価値観を前面に出してしまうという、この語り手の特異性は作中人物である巫臣、夏姫の心境の分析と関連させることによって、次のような結論、つまり、この本作品の主題は、翻弄される人物像にあるのではなく、むしろ両者の視点の危うさに重点が置かれており、更に「盈虚」、「牛人」をはじめとする中島敦後期作品において、重要な通過点としての意味を持つ作品であった、と捉えることができる。

続いて第四章では「弟子」について考察した。子路の、「天」

に対する認識そのものの変化、成長を辿ることによって「弟子」の主題の捉え直しを試みた。作品の前半では、孔子の「聖人」としての像が強調されるが、後半では逆に孔子批判を語らせることによって、孔子の「聖人」像を相対化する試みがなされた。こうした孔子の描かれ方によって、子路の成長が浮き彫りになった。その結果、従来の、子路の「愚かさ」に重点を置く捉え方とは異なり、子路は孔子の理想に共鳴し、行動の基軸としたことによって孔子の「弟子」として世に出ることになったといえる。

第五章では、「李陵」を再検証し、李陵と司馬遷の運命を暗転させたのは「運命の悪意」というよりも、むしろ彼等の無謀な行為であることを明らかにした。その無謀な行為の背後に隠されていたのは、自らに期した「自己像」、すなわち「國士」「愴慨の士」を完結させる望みであろう。そして、このような李陵と司馬遷の姿を通して照らし出されたのは、自らが持ってきた「自己像」と他者にある《自己像》との間に存在する溝に苦しまされる人間の姿といえよう。

以上五作品をまとめると、中島敦の後期作品において「運命」が大きな主題になるのは、それぞれの作品において、そのような解釈を誘う文脈が含まれているからであるといえる。しかし、それらの「運命の悪意」と思われる認識や出来事を考察してみると、決して「運命の悪意」という一言で括れない部分が存在しており、

むしろ、それらは他者の問題と深く関連していると考えられる。

「牛人」では、最も身近な人が自らの知らないうちに「得體の知らぬ」へ他者へに変貌し、その正体を掴め得ない作中人物は、それを運命そのものとみなし脅かされた。このような構図が、「盈虚」や「妖氛録」、「李陵」においても反復されている。勿論、改めて言うまでもないが、本論の目的はへ他者へ論にはなく、あくまでも「運命」と解釈されてきた作品を読み直すことを通して新たな解釈を試みるところにある。以上の論考を通して、後期作品にへ他者へといった読みの可能性を示すことができたと考ええる。

鷺流狂言台本詞章の国語学的研究

米田達郎

従来、狂言詞章を資料とした研究は江戸時代初期に成立したものを中心に行われてきた。ここで明らかとなっていることは日本語史の中でも重要なことではあるが、これまで扱われてこなかった江戸時代中後期の狂言詞章に見られる言語もまた日本語史の一面であり、この時期における狂言詞章の言語の様相を明らかにすることは重要なことと思われる。本論文では江戸時代中後期にお

ける狂言詞章の言語の様相を明らかにするために享保元年（一七一六）から享保九年（一七二四）に筆写された鷺流狂言台本詞章保教本（以下保教本）を主資料として、江戸時代中期における狂言詞章の言語の様相を待遇表現の観点から考察をした。章立てとその概要は次の通りである。

序章

一 鷺伝右衛門派における鷺流狂言詞章の変遷―対称代名詞を中心―

二 鷺流狂言詞章保教本の待遇表現について―対称代名詞「オマエ」を中心に―

三 鷺流狂言詞章保教本の尊敬表現形式「オ―ナサレマス」について

四 江戸時代中後期狂言詞章における丁寧表現について
―マシテ御座ルを中心に―

五 マシテ御座ルの使用者について―武士言葉の可能性―

六 資料紹介 含翠堂文庫所蔵鷺流狂言翻字

終章注・参考文献一覧

第一章では、鷺流狂言詞章の変遷を明らかにする。その上で待遇表現の上で保教本にどのような特徴があるのか見た。

第二章では、保教本に使用されている対称代名詞「オマエ」を取り上げ、それが近世前期上方語の混入であることを指摘する。

そしてそれが保教本の筆写態度と深く関わっていることを述べた。

第三章では、第二章と同様に近世前期上方語の混入と考えられる尊敬表現形式である「オーナサレマス」を取り上げる。この形式は対称代名詞の場合とは異なり、保教本のみの特徴ではなく驚流を始めとする江戸時代中期以降の狂言詞章に多く見られる。これは当初口頭語が混入したものが次第に狂言詞章の言語として定着していることを示していると思われる。またこれには丁寧語マスの発達などが関わっていることを指摘し、保教本にそれが筆写された時期の口頭語の影響が認められることを述べた。

第四章では、マシテ御座ルを取り上げる。この語は室町時代以来の表現であるテ御座ルと江戸時代になってから狂言詞章に取り入れられた丁寧語マスが結びついてできた語である。この語は保教本以降の狂言詞章に多く使用されているのに対して、江戸時代初期の狂言詞章にほとんど使用されていない。これは丁寧語マスの発達と、テ御座ルとタとがテンス・アスペクト的に等価であったことが、多用された要因と考えられる。そして保教本が筆写された当時の口頭言語を反映しているとされる資料群に見られないことから、狂言詞章において狂言らしさを醸し出すために使用されていたことを述べ、江戸時代中後期の狂言詞章のあり方を示した。

第五章では、第四章で取り上げたマシテ御座ルがどのように江

戸時代後期江戸において認識されていたかを考察した。

樋口一葉と明治二〇年代文芸ジャーナリズム

屋 木 瑞 穂

本論文は、樋口一葉の表現活動の軌跡を、明治二〇年代のジャーナリズム状況との関わりの中から考究したものである。一葉の活動期は、新聞・雑誌等の活字メディアが進展し、情報と言論の流通量が増大した変革期に当たり、このことは明治二五年から二九年までの短期間に飛躍的な成長を遂げた一葉文学の形成過程を解き明かす上で重要な意味をもつと考えられる。本論では、一葉の処女作『闇桜』（明治二五年）から所謂「奇蹟の期間」の幕開けを告げる『大つごもり』成立直前の『暗夜』（明治二七年）に至るまでの作品を対象とし、活字文化が開花した時代環境のなかで、新聞や雑誌、各種の叢書、単行本等の媒体を通じて多様な言語表現を摂取し、異質な文体を融合しながら、いかに個性的な文学表現を創造していったのか、その変容の軌跡を考察した。

第I部「伝統と革新——一葉初期小説と同時代の文芸ジャーナリズム——」では、一葉の初期作品を中心に、当時の文芸ジャーナリ

ズムの表現状況との関連から検討した。第一章「『闇桜』の位相——『筒井筒』変奏——」では、古典的素養に基づく和文の模倣の域を出ないという指摘がなされてきた『闇桜』を取り上げ、『伊勢物語』の「筒井筒」に変奏を加えつつ少女少女の恋愛を描いた同時期の諸作品との共通点と相違点を検討し、作品の特質を同時代文学の中に位置づけた。第二章「記憶の風景——『雪の日』論——」では、一葉が初めて一人称回想形式を採用した『雪の日』を取り上げ、当時流行した「懺悔譚」形式の作品との関連を詳細に分析し、回想の焦点となる一五歳の年齢設定の意味、作品の核となる一人称の主人公「我」が禁忌を犯した雪の日の出来事を回想する場面での臨場感あふれる雪景色の視覚的描写等に焦点を当て、構造上の特質を考察した。第三章「『暁月夜』の技法——古典復興の出版界動向との関連から——」では、『暁月夜』について、従来の王朝物語的な形式への後退という捉え方に対し、作品の謎解き小説的構成と同時代文学との類似性に注目し、女主人公の心の秘密を国文学者志望の青年が古典的教養を拠り所に読み解こうとする設定が、国文学勃興に伴う古典叢書の興隆という当時の趨勢と密接に関わり、当時再発見されていた西行歌を謎解きの鍵として巧みに配置していることを指摘し、古典的修辭が古典的連想的な含意を効果的に用いた自覚的な手法であることを明らかにした。

第Ⅱ部「下層社会への視線——一葉と新聞メディア——」では、

『琴の音』と『暗夜』の二作品を取り上げ、従来看過されてきたヴィクトル・ユゴの翻訳作品との影響関係や、下層民の犯罪をめぐる同時期の新聞言説との交渉の分析を通じて考察した。第四章「『琴の音』論——ヴィクトル・ユゴ『哀史』との比較を通して——」では、一葉と『国民新聞』との接点に着目し、同紙に載ったユゴの『レ・ミゼラブル』の抄訳との影響関係を具体的な検証を通じて新たに指摘し、さらに対比的な観点から作品世界の特質を照射した。第五章「『暗夜』論——下層社会と犯罪・明治二〇年代ユゴ・新聞メディア——」では、議員襲撃を犯す浮浪者という男性主人公の設定に注目し、当時の新聞報道との関連、また一葉が西欧文学の紹介文献を通じて摂取したユゴの『ノートル・ダム・ド・パリ』の影響を考察し、同時代に交錯する諸言説との連関や距離において、『暗夜』の固有な位置を検討した。また、一葉文学の転換期を考えるに際して、一葉の新聞摂取を重視し、小説表現と新聞との関係、特に小説の最終章に配された新聞がもつ重要な機能について、同時代作品の中の新聞の意味作用と比較しながら考察した。

第Ⅲ部「明治二〇年代文芸雑誌の一側面」では、第六章「『都の花』における『閨秀小説』——女性作家と雑誌メディア——」で、近代文学史上重要な役割を果たした商業文芸誌の嚆矢『都の花』の特徴について考察した。『都の花』誌上に現れた『閨秀小説』

を、同時期の文芸雑誌の掲載状況と比較し、女性作家を積極的に起用した企画や紙面構成、さらに一葉作品が登場した際の発表形態に注目しつつ、『都の花』が女性作家の開拓という面で果たした先駆的な役割を明らかにした。

最後に、付章『『女学雑誌』を視座とした明治二二年の文学論争の再検討』では、『女学雑誌』誌上の言説が引き起こした近代文学史上最初の「文学と自然」論争について、文学自律論対功利的文学論という従来の文学史の枠組みから解放し、当時の新聞や教育雑誌の言説、女学校風俗を風刺した同時期の諸作品等との関連を視野に入れて多面的に考察することにより、新しい文学理念の提唱と諸領域のジャーナリズム言説とが密接に関連していた様相を浮き彫りにした。

「日清・日露戦争の世界史的位罫—日本の国家形成と世界秩序の変容—」

穎原善徳

日清・日露戦争の開戦原因については、戦争の必然性を強調する旧来の研究に対して、近年、戦争の必然性を否定し偶発性を指摘する研究が発表されるようになった。しかし、それら近年の研

究は、日本政府における開戦意図を否定する証拠を挙げているものの、なぜ偶発的に戦争が起こらなければならなかったのか、あるいは、なぜ戦争の意図がなかったにもかかわらず開戦という選択肢をとらなければならなかったのか、を説明しようとはしてこなかった。このような先行研究に対する批判をふまえて、本稿では、戦争や大陸国家化を国家目標にしなくても日清・日露戦争を起さなければならなかった構造を考察した。すなわち、国際秩序とそれを構成する国家の形成との相互規定性を明らかにし、その展開のなかに日清・日露戦争を位置づけることをめざして、明治国家がその国家形成にあたって依拠した論理に、戦争の原因を探ろうと試みた。

ヨーロッパ国際法体系が変容しつつも世界大に拡大したのは、日本とアメリカという存在によるという見地から、なぜ明治日本はその国家形成にあたって国際法秩序のなかにみずからを位置づけ、参入しようとしたのか、を明らかにすること、そして、かかる文脈のなかに日清・日露戦争を位置づけて、日本の国家形成にあたって模索された原理に内在する矛盾のなかに開戦の原因を探り、両戦争の世界史的意義を再検討するのが、ここでの課題である。

日清・日露戦争は、明治日本がその国家形成にあたって依拠した論理に内在する矛盾のなから勃発した。

ヨーロッパ国際法秩序が世界大に拡大するためには、いわゆる
 文明国標準の変容というヨーロッパの側の認識や姿勢の転換が条
 件であった。一方、明治政府が条約改正を急いだのは、明治初年
 以来の排外意識と攘夷論・外征論を抑制するためであった。その
 ためには、日本が所与の全体としての国際社会の文脈のなかでし
 か存立しえないことを示す必要があった。しかし、国際社会の構
 成員の条件が変容することに対する認識は、国内においては一国
 主義的な国益概念の成立を促し、対外的には朝鮮の独立自治化を
 めぐる清国との対立を惹起した。

こうして、明治国家は、その国家形成のために選択した論理に
 はらまれる内在的矛盾のために、清国との戦争にふみさらざるを
 えなくなつたのである。

日清戦争に勝利した日本は、国民の膨張欲求やヨーロッパ列強
 との安易な同盟・提携論の抑制に努めなければならなかつた。そ
 こで明治政府は、アメリカを日清戦後経営のモデルとみなすと
 ともに、外交政策においては、アメリカの東アジア政策に対する
 依存姿勢を強めていった。

だが、本来意思ある実在としてのアメリカの行動に一方的に依
 存することは、満州をめぐるロシアとの交渉に行き詰まつたさい
 に、アメリカの姿勢如何によっては戦争以外の選択肢を容易に喪
 失してしまう帰結を招来するものであつた。そのことが明確化し

たとき、日本はロシアとの開戦を回避できなかつたのである。一
 方、日露戦前における日本の対米依存姿勢は、日露戦後の日米対
 立を準備した。アメリカの掲げる門戸開放・機会均等主義は、そ
 れが実現した場合、中国市場におけるアメリカの優位を意味する
 ものと考えられた。外交政策においてアメリカに接近する根拠と
 してアメリカの経済大国化を強調すればするほど、同時にアメリ
 カに対する警戒も強まつた。

日露戦後の日本においてアメリカに対する敵対意識がめだつよ
 うになつたのは、この時期移民排斥問題や満州をめぐる日米両国
 の利害対立に帰しがちであるが、日露戦後になつて突如日米対立
 論が勃興したわけではなく、日露戦前からの日本の対米依存姿勢
 にこそ、アメリカとの不調和をもたらす原因が内在していたので
 ある。

「自由の体系―カントの道德の形而上学」

寺 田 俊 郎

本稿の中心となるのは、『道德形而上学の基礎づけ』および
 『実践理性批判』に代表される、いわゆる批判期の道德論のみな

らず、最晩年の『道徳形而上学』を含めて、カントの実践哲学を一つに貫く原理を明らかにすることである。

第1部 実践哲学の根本原理としての「法の普遍的原理」では、『道徳形而上学』の「法論」で提示される「法の普遍的原理」が、カントの実践哲学に通底する根本原理であるという仮説を提出し、それを検証する。**第1章「道徳形而上学」の成立事情**では、本稿に関連する範囲で、三〇年に及んだ「道徳の形而上学」の執筆延期をめぐる事情を概観する。**第2章「基礎づけ」および「実践理性批判」**における道徳の根本原理では、「定言命法」の諸公式の連関について独自の解釈を提示し、その解釈にまつわる問題、つまり「自己に対する義務」や「他者に対する不完全義務」を説明することができないという問題を検討する。**第3章「基礎づけ」と「道徳形而上学」に通底する原理**では、「徳の義務」が「基礎づけ」の「義務に適用」行為と「義務から」の行為との区別を踏襲する「法の義務」と「倫理的義務」のいずれにも属さない特殊な義務であり、「徳の義務」が「基礎づけ」の「自己に対する義務」や「他者に対する不完全義務」と同様の困難を伴っていることを示す。「定言命法」が道徳の唯一の原理だとすれば、「徳の義務」はカントの道徳論のなかに位置づけられないことになる。

第2部 カントの実践哲学における自由では、第1部の仮説を検証するために、法の普遍的原理の中心概念である自由の概

念を検討する。**第1章 自律と自由**では、自由とは自律に他ならないというテーゼが、行為の帰責の問題に密接するカントの自由をめぐる思索に矛盾し、カントの実践哲学全体においてどのような意義をもつのかは、実は不明であることを指摘する。人格は「選択意志」の自由の主体であると同時に自律としての自由の主体でもあり、自律としての自由は「選択意志」の自由と不可分である。自由とは自律に他ならないというテーゼの真の意義は、自然必然性との対比における自由の可能性という文脈においてではなく、人格の共同体における自由の可能性という文脈において、適切に理解されうる。**第2章 自由な人格の複数性**では、カントの「批判」においては、自由な人格の複数性、あるいは自由な他者の存在の地位は確立されていないのではないかと、という疑いに対して、クルマンの批判を検討しつつ答えることを試みる。カントの複数主義は「批判」の立場によって基礎づけられていないという批判は妥当だが、その理由を「批判」が想定する普遍的な人間理性が独我論的な性格をもつ、ということに求めることはできない。自由な人格の複数性は、単なる経験的事実ではなく、やはり理性的である限りにおける人間の事実であり、理性的事実と言うべきものである。

第3部 「徳の義務」の概念の意義と位置では、以上の解釈において問題のまま残された、「徳の義務」の意義と位置とを検討

し直す。第1章 死の自己決定では、死の自己決定をめぐるカントの議論の困難は、困窮した人を助ける義務が前提としている「人間性」としての社会性を考慮に入れることによってしか解決されないことを明らかにする。第2章困窮した人を助けることでは、まず、相互依存性という制約の下で自由の調和の可能性を考えるならば、「他者に対する完全義務」だけでは十分ではなく、「他者に対する不完全義務」が果たされる必要があること、そして、それを通じて「徳」が陶冶される必要があることを論じる。最後に、結において、法も道徳も、人間性という制約の下で人格の自由の調和という理念を現実化するための法則であり、カントの「道徳の形而上学」は自由の体系に他ならないことを述べて、本論を閉じる。

補論(1) カントと功利主義では、本稿に近い「定言命法」解釈を展開しつつカントが功利主義者でありえたと論じるヘーアの議論を検討し、本稿の解釈が功利主義的ではないことを示す。**補論(2) 実践的判断力の問題**では、実践的判断力を、『判断力批判』で提示される「反省的判断力」として理解する可能性を探る。

メルロワポントイの史的唯物論 〈人間主義〉からの転換というプラン

西村 高宏

本研究の目的は、モーリス・メルロワポントイにおける歴史観—とりわけそれは「ある種の史的唯物論」解釈として展開される—の変遷を、前期メルロワポントイにおいて中心的な課題とされてきた〈人間主義〉といった観点から整理しなおし、最終的に、晩年のメルロワポントイ自身が構想し、また未完に終わった〈人間主義〉からの転換というプランにおける「史的唯物論」解釈の可能性をあきらかにすることである。

メルロワポントイは、「戦争」の経験をとおして、「偶然的で、純粹に非合理的な一要素」を内包した「歴史の信じがたいほどの力」を目の当たりにし、もはや「人間の意志や思想」などといった「つねにあいまいさのつきまとう原理のほかに、それとは異なる別な支えを見つけたし」、またそれを逞しくしていかなければならないとして、「ある種の史的唯物論」にかんする解釈を自身の歴史理論の中心に据えつける。具体的にその理論は、「一八四四年のフォイエルバッツハーマルクス」からの影響や、ジャン・イ

ポリットやアレクサンドル・コジエーヴなどに代表されるヘーゲル・ルネッサンス期を経由しつつ形成されてきた「歴史の実存的把握」などといった観点から、きわめて「人間主義」的な歴史理論として展開されていく。

しかしながら、中期・後期にいたると、むしろこの「人間主義」からの転換や離脱こそが最も重要な課題と見なされはじめてくる。そしてこの転換は、メルロ・ポンティ自身の「史的唯物論」解釈にも大幅な修正を迫らずにはいない。したがって、メルロ・ポンティにおける歴史理論の変遷を問題にするためには、さしあたり、この前期メルロ・ポンティの「人間主義」を根底で支えている思想的な基盤をあきらかにしておく必要がある。

本研究の第一章（一八四四年のフォイエールバツハーマルクス）では、前期のメルロ・ポンティが多大な影響を受けたマルクスの『経済学・哲学草稿』などを問題にしながら、その「人間主義」の基盤にマルクスによる「人間」の存在規定、すなわち「類」としての共同を具体的に「現実化」していくような人間の外的な活動、具体的な人間による「社会的な」活動としての「労働」があることをあきらかにした。

第二章（「メルロ・ポンティにおける『歴史の実存的把握』」）においては、この「類」概念あるいは「複数の諸個人の協働」としての「社会的」という概念を、メルロ・ポンティが、「無記名

の実存」という「共通の地盤」として、すなわち「社会的なもの」としてより実存論的に深化させながら捉えかえしていく過程をあきらかにした。

第三章（「『拡張』される『歴史』の理性」）においては、第二章で問題にしたメルロ・ポンティにおける「歴史の実存的把握」の性格をより鮮明にするために、「歴史」における「合理性」の問題に焦点をあてた。ここでは、ヘーゲルにおける「内容の論理」に依拠しながら、メルロ・ポンティにおける「不条理性」に内在する理性の観念、あるいは、「偶然のなかにある合理性」という観念の抽出を試みた。この観念は「ある種の史的唯物論」解釈とも密接にかかわるものである。

第四章（「メルロ・ポンティと『ある種の史的唯物論』」）においては、メルロ・ポンティ自身によって展開される「動機づけ」の概念や、「社会的実存の歴史」という単一の歴史「観」などをもとにしなが、メルロ・ポンティが、いかなるかたちで、「経済的」下部構造が唯一の原因「だ」とみなす経済一元論的な思考から「史的唯物論」を救い出していったのかをあきらかにした。

さらにこの章では、マルクスの言う「資本」を第一に「物ではなく、物によって媒介された人と人との社会的関係」として積極的に捉えかえし、「史的唯物論」を「人間と外界、主体と客体との血縁関係を表明する」ものとして解釈しなおす中期メルロ・ポ

ンティにおける「史的唯物論」解釈も問題にしている。

最終章である第五章（「人間の裏面」と「史的唯物論」）においては、前章で問題にしたこの「血縁関係」を「交叉配列」の関係として、すなわち「表」と「裏」とのあいだにおいて結ばれるような「側面的なカセクシス」の関係として積極的に読みかえ、さらにそれを「歴史の肉」にかんする議論とも密接に交叉させた。そこでは、メルローポントイが歴史の動きの根源を「感覚的世界の炸裂と同じ種類」のものとして、すなわち、この「歴史の肉」の「炸裂」もしくは「裂開」のうちにこそ見いだそうとしていたのではなかったかが問いなおされる。そして、後期においても、この「歴史の肉」に「差異を到来」させ、またそれを「表現」するものとして重要な役割を担わされつづける「人間」存在の（へ身分）を確認しながら、最終的に、へ人間主義からの転換というプランそのものの可能性が再吟味されることになる。

「性格と自律—J・S・ミルの自由主義の倫理学的焦点」

馬 嶋 裕

いわゆる「危害原理」に集約されるJ・S・ミルの功利主義的

自由論は、しばしば「倫理的ミニマリズム」とでも呼ばれるべきものと解釈される。その場合、「個人への干渉が正当化されるのは他者への危害を防止する場合に限られる」という「危害原理」は、そのまま「他者に危害を及ぼすことは不正であるが、それ以外に規範的基準はない」という主張と受け止められているのだが、この見解は個人の「消極的自由」のみを最終的な単一の倫理基準とする「自由至上主義」の一形態ということもできる。

本論文は、主にミルの倫理学的側面に注目することを通じて、この通説の見直しを図るものである。その結論として明らかにするミルの所説の特徴は、(1)ミルは個人の行動の自由と所有権のみを規範的判断の最終根拠とみなす自由至上主義者ではない、(2)ミルは価値の主観主義（少なくとも純粹なそれ）を採っていない、(3)ミルの自由主義は（現代の自由主義理論に見られるように）「価値の中立性」の想定に依拠するものではない、という3点である。こうした結論に向けて検討を進めるに当たり、本論文では「性格」と「自律性」の二つの鍵概念に着目した。学説史上、近代の権利論的倫理学は、古代、中世的な徳倫理ないし卓越主義の否定の上に成立したものとされるが、近年再評価の動きがある、この徳倫理の枢要な概念である「徳」は「善い性格」と定義される。ミルは例えば、自由の確保を通じて実現されるものとして「性格の理想」にたびたび言及しており、自由そのもの

ではなく「善い性格」こそを内在的善とみなす卓越主義的な論理に立っている場合が見出されるのである。一方の「自律性」は、功利主義と対照せられることの多いカント主義の義務論的倫理学の基礎概念であり、また「消極的自由」とは異なり、単なる「放縦」としての自由とは区別される「積極的自由」を代表する概念でもある。この概念は、応用倫理学で説かれる「自己決定」と相互交換可能とされることもあり、その意味でミルの自由論を「自律性」を説くものとする理解も流通しているが、この点の是非の検討によってここでの考察の手がかりが示されることになる。

この二つの概念の着目へと促されるのは、ミルの形而上学的立場がその自由論をいかに支えうるかという問題の検討の帰結でもある。自律性を旨とするカント倫理学はその基盤として超越論的主体に位置を与える形而上学を持っているが、これに対して経験論を採るミルの形而上学にその主体概念と等価な項を探るとすれば、それは経験的な「習慣」(habit)ということになるほかない。このことは、現象界からの因果的決定を免れた行為主体性およびそれに基づく道徳的責任の概念が揺らぎ、さらには近代倫理学において評価の焦点とされてきた「行為の正しさ」という概念もその確固たる基盤を失うということを意味する。さらには、ミル自身が「習慣」を「性格」と等置していることも相俟って、古来の「人柄(≡性格)の善さ」を倫理的焦点とする徳倫理との親縁

性が示唆される。

また、こうした形而上学的基礎において可能な自律性の概念をミルの所説に探れば、それは「欲求・選好が自分のものである」「欲求・選好を合理的に反省できる」という二点を備えたものであることが明らかになる。その二点に即すれば、任意の欲求・選好が「偽」である、という判断がありうることになるが、そのことは「欲求の真偽」という概念を含意する。これはミルの価値論が、いかなるものであれ欲求充足なら善と定義する主観主義的なものでないことを意味する。

ミルの自律性を特徴づける二点のうち、「欲求・選好を合理的に反省できる」という要素は現代の階層構造としての人格の理論と相似であることが指摘でき、このことによりミルの経験論ないし自然主義的枠組みの内に自律性の概念を正当に位置づける可能性が示される。しかし、こうした構造を行為者のうちに実現することすなわち自律性の追求それ自体の望ましさについて、ミルの所説を検討するとそれを「内在的善」とみなしているという解釈は退けられる。このことは「性格の理想」≡徳目の一つとして自律性を追求する「卓越主義的自由主義」という類型にミルの所説が含まれないことを意味している。とすれば、「危害原理」に示された個人的自由の絶対的尊重の主張はこの卓越主義的枠組みの中でいかに正当化されるのか、という問いが生じることになる。

この問いへの答えの鍵は、『自由論』に見られる協同的討議を通じた確実性の探求という概念にあり、「より善き生」「より優れた徳」についての知識の追求の条件として逆説的に「善い生への強制」は制限されるのである。このように、ミルの倫理思想における「善き生」の追求という要素は従来見られていたよりも強調されるべきものである、というのが本論文の結論的主張である。

「諫諍」の成立と展開

前川 正名

たとえ相手の意に逆らっても、目上の人の非を改めさせようと言い争うことを、「諫諍」という。「諫諍」は中国古代思想史の上で、君主と臣下、あるいは父と子のあり方を規定する重要な指標とされた。

この「諫諍」について、従来の研究では、先秦時代の儒家の「諫諍」が主として取り上げられ、おおむね次のような理解が定説となっている。まず「諫諍」は、父子間の「諫諍」と君臣間の「諫諍」に大別され、『論語』や『孟子』の時代から『荀子』や『孝経』の時代に至るまでに、父子間の「諫諍」が、穏やかに非

を悟す「微諫」から厳しく正す「強諫」へと変化したのに対し、君臣間の「諫諍」は、逆に「強諫」から「微諫」へと変化したと。

しかしながら、こうした図式的理解には、いくつか疑問点が感じられた。先行研究を検討した結果、本論では、以下の五点の問題を指摘した。

第一は、主として先秦時代の「諫諍」を問題としており、漢代以降の展開について十分な考察を行っていない点である。また、第二は、現実の行為と書物における思想との差異にかかわる問題点である。第三は、出土資料の発見に伴って、諸書の成立時期に再考が加えられつつあり、『論語』や『孟子』の時代と、『荀子』や『孝経』の時代といった時代区分自体に問題が感じられる点である。そして、第四は、墨家や法家等、儒家以外の「諫諍」についての考察がほとんど見られない点である。第五は、「諫諍」の強弱（強微）の判断に関する問題点である。

以上の問題点を踏まえ本論部では、思想史の立場から、「諫諍」がどのように生まれ、そして成立し、展開していったか、について論究した。具体的には、時代としては、春秋時代の「諫諍」、およびそれ以前の「諫諍」より、戦国時代の「諫諍」を経て、前漢・後漢時代の「諫諍」に至るまでを検討の対象とした。文献としては、金文・『春秋左氏伝』・『国語』・『論語』・

『孟子』・郭店楚簡・『墨子』・『晏子春秋』・『荀子』・『孝經』・『新書』・『春秋繁露』・『列女伝』・『白虎通義』等を検討対象とした。また、「諫諍」の語句のみに限定せず、諫・諍・補・弼・弘・正・匡等の語にも注意を払い、また、話の流れから明らかに「諫諍」と分かるもの等を例にあげながら論を進めた。各書を検討し、「諫諍」の萌芽より、「諫諍」の成立、そして「諫諍」の展開を記した結果、思想史上の観点より以下のことを指摘した。

これまで「諫諍」は、先述の通り、強弱の概念をもって理解されてきた。しかし、本論での「諫諍」の検討を踏まえるならば、「諫諍」は、単純な強弱論に帰着するものではない。そもそも、『論語』や『孟子』に見える「諫諍」は、儒家の諫諍論じたいが成立しておらず、どちらをより重視していたか、あるいは、どちらがより強い「諫諍」であるか等を比較出来る段階にない。この時期の儒家の「諫諍」に注目すべき点は、父子間の「諫諍」を取り上げた点である。他学派が、君臣間の「諫諍」を重点的に説いていた中で、儒家のみが父子間の「諫諍」を唱えている。儒家の諫諍論の特徴である。

一方で、「諫諍」が成立したと考えられる戦国中末期の「諫諍」を見てみると、理論として洗練はされてくるものの、統一国家の出現という有形無形の圧力により、『孟子』に見られたよう

な国家にとって、いささか都合の悪い「諫諍」は排除されていく。つまり、理論の上でも、君主側に迎合した「諫諍」が唱えられることとなる。『新書』が、君主側よりも、臣下側に重点を置いた「諫諍」を述べていること等が、明解な例となろう。続く後漢においても、過激な「諫諍」は排除されていく。統一国家の前で、諫諍論も、また変化せざるをえなかったのである。

白衣派ジャイナ教聖典に現れる在家信者に 関する記述についての基礎的研究

河崎 豊

筆者の問題意識は「仏教が狭義の印度世界で滅亡したのに対し、なぜジャイナ教はマイノリティのまま、印度世界で生き残ったのか」という事にあるが、この事について「ジャイナ教の出家修行者と在家信者との関係性、あるいはジャイナ教とヒンドゥー社会との関係性が仏教のそれとは異なつたがゆえに露命を保ち得たのではないか」という事を、現時点で作業仮説として設定している。

この仮説を検証するため、手始めに筆者はジャイナ教文献中最古の段階に属する白衣派聖典に現れるジャイナ教在家信者に関する

る所説の網羅的収集・検討を行った。それが本論文のテーマである。

そもそも、聖典期における在家信者説の諸相に関し纏まった研究は存在しないと行って過言ではない。また聖典期の在家信者に関する資料を網羅的に集めたレファランスマも満足いくものは存在しない。従って本論文では、聖典中の資料の網羅的な収集整理と正確な翻訳提示に努め、学界に基礎資料を提供する事を最大の目標とした。その上でそれら諸資料を検討し、在家信者に関する所説の諸相を追った。

本論文は二部構成を取る。前半部では、敬虔な在家信者に関する物語集成である聖典『ウヴァーサガダサーオー』の第一章に説かれる、在家信者の諸誓戒に対する詳しい検討と、白衣派聖典全体に散在する在家信者観の抽出検討が為されている。主たるトピックは以下の通り…(1) いわゆる「古層」経典における在家信者の理想的な生活(2) 白衣派聖典における在家信者の呼称とその呼称から読み取れる理想的在家信者の状態(3) 白衣派聖典における在家信者の分類(4) 散文聖典に見られる在家信者の形容語の分析(5) 在家信者の十二種の諸誓戒(ang. vāya, vata/skt. vrata)の検討(6) 十二種の誓戒以外のオプションナルな行の研

究。このうち(5)と(6)について若干補足する。

(5)において本論文は十二種ある在家信者の諸誓戒を逐一検討したが、その中でも不殺生戒と布施戒の問題について特に別項目を立て、詳しく論じた。即ち…(a) 不殺生の問題については、可動生物に対する殺生を禁じられている筈の在家信者が出征する説話を詳しく検討し、ジャイナ教徒が従軍し敵を殺害し得る根拠及びジャイナ教と現実社会の関りについて考察した。(b) 布施の問題については、白衣派聖典における布施の問題について詳しく論じたものが殆ど無い為、改めて資料を広汎に収集した上、聖典の古層部分から新層部分にかけての布施観の変遷を追いつつ、ジャイナ教内に於いて布施行為が重要視されていく過程を詳細に後づけた。

(6)について。オプションナルな行とは「サンレーハナー」と「パディマー」と呼ばれる二つの行である。このうち前者については仏典の平行表現を網羅的に収集し、その原義を問うた。後者についてはその行の詳細を説く聖典『アーヤラダサーオー』(または『ダサーサヤッカンド』)第六章の訳注研究を行った。

本論文の後半部分では『ウヴァーサガダサーオー』全章の新校

訂版の作成と詳細な訳注研究を行った。本経は集中的に在家信者の物語が現れる資料である。この様な資料は白衣派聖典にはこれ以外存在しない。その為、白衣派聖典の在家信者説を検討する際に最重要資料となる。しかし本経は、その批判的校訂・翻訳が十九世紀末に為されて以来殆ど研究されていない。この点は憂慮されるべきであり、現代の文献学・言語学の到達した研究水準に照らし合わせ、従来の校訂・翻訳を徹底的に再検討した上で新たに批判校訂版を作成し、厳密な訳注を付した。

そしてかかる訳注研究に基づき、本経のテーマを見極めた。それは一言で言えば、厳格な規律と熱狂的信仰に基づく宗教生活の宣揚となる。しかし、神などの超自然的存在からの信仰迫害についてそれを耐える事的美徳を強調する一方で、現実勢力を有する存在からの宗教弾圧が起った際の対処については稀であり、述べられたとしても妥協的な姿勢を示すことが明らかとなった。この事は、ジャイナ教徒と戦争との関りに見えた如く、現実に対しては妥協的な柔軟な姿勢を保った事を示唆すると言える。

この様な「内向きの厳格性・熱狂性」と「外向きの妥協性」こそ、ジャイナ教を今日までヒンドゥ世界のマインオリテイとして生存させた可能性がある。

世界遺産「白川郷」の近代

— 八民なるものVの「文化遺産」化をめぐる言説と実践の諸相 —

才津 祐美子

本論文は、一九九五年に「白川郷・五箇山の合掌造り集落」として世界遺産に登録された「白川郷」の近代に纏わる言説と実践に関する研究である。

序章では、①「白川郷」が世界遺産として認知された要因、②近代における「文化遺産」保護制度を中心とした文化の表象と活用の在り方、③「文化遺産」を直接担っている人々の実践、という3点を本論文で明らかにする課題として提示した。

第1章「八民なるものVの『文化遺産』化」では「民俗文化財」の創出過程を中心に、八民なるものVが「文化遺産」として切り取られていった歴史的経緯とそれをめぐる言説を分析した。また、本章では民家の「文化遺産」化についても考察した。民家も実質的には文化財保護法以降「文化財」に選ばれていくのだが、複数の種類の「文化財」に選ばれていったという点で、他の八民なるものVとは別の道歩んだ。特に、文化財保護法の一九七五年度改正において伝統的建造物群に対する保護制度が創設された

ことが、民家の「文化財」化にとっては大きな転機となった。

「白川郷」の世界遺産登録も、この制度の創設と密接に関わっていた。本章ではさらに、「白川郷」の世界遺産登録が、先の「民俗文化財」創出の際に向けられていたものと同様のまなざしのもとで行われたことを明らかにした。

次に、第2章「白川村『発見』伝」では、白川村の特徴とされる「大家族」制と「合掌造り」が近代の学知によってどのように発見され、そのことが白川村の観光地化や「合掌造り」保存運動および世界遺産登録とどのように連動していったかなど、現在の「白川郷」について考える上で欠かせない近代以降の「白川郷」をめぐる歴史的・社会的状況を考察した。

また、第3章「白川郷」の「保存」の前半では、白川村萩町地区における「合掌造り」保存運動が、「白川郷萩町部落の自然環境を守る会」（一九七一年十二月結成。以下、「守る会」という）の設立を通して、「合掌造り」を観光資源とする白川村の観光地化とともに推進され、「白川郷」の「文化財」（重要伝統的建造物群保存地区）化に繋がっていった経緯を明らかにした。さらに、本章の後半では、重要伝統的建造物群保存地区選定後、「白川郷」が実際にどのように「保存」されているのかをつぶさに考察した。その結果、「保存」という言葉が持つイメージとは裏腹に、「守る会」の柔軟な指揮の下、「白川郷」は日々再創造

されていることが明らかになった。

第4章「文化」を「保存」ということ」では、「白川郷」の住民による「保存」活動に対する「文化遺産」の専門家の発言を批判的に検討しつつ、専門家と住民との意識のずれについて考察した。そして、現在の「白川郷」の住民は、専門家や文化財保護法によって課せられた制約と自らの生活上の利便性の間で折り合いをつけながら、「文化遺産」を「保存」していかざるを得ないことを明らかにした。

終章では、これまで議論してきたことを全体的にまとめた上で、今後の「文化遺産」行政には、「文化遺産」の直接的な担い手の声を反映させる必要があることを提言した。

最後に、補論「民宿」という保存／活用装置と女性労働」では、まず、民宿として活用することによって「合掌造り」を保存してきた経緯について明らかにした。また、「白川郷」の民宿に住込んで調査した資料をもとに、民宿における労働の担い手と労働内容についても詳細に考察した。これによって、男性中心に運営されている「守る会」がある一方で、「文化遺産」を観光資源として活用する際には、女性が実質的な担い手となっていることがわかった。

日本近世国家の確立と天皇

野村 玄

本論文は、秀忠政権期から家綱政権期に至る日本近世国家の確立過程において、天皇・朝廷が幕府によってどのように位置づけられ、如何なる機能と役割を期待されていたのか、またそのような幕府の意図はどの部分が如何なる仕組みで実現したのか、さらに一方の天皇・朝廷は幕府の動きにどのような反応を示し、如何なる考え・価値観の下に日本近世国家の確立に対応したのかを、とくに政治的方法を用いて検討したものである。

従来から近世における天皇・朝廷の機能は様々な方法で議論されてきた。ここでは重要な成果があったが、いずれの方法も幕府との関係については、天皇・朝廷の「権威」と幕府との「融和」・「協調」関係なのだと捉えた点で共通している。しかし、この説明は抽象性が高く、どの時代にも適用可能となっており、各時代の歴史的特質を不明確にしている。

また、近年の研究では、幕府が天皇・朝廷を「統制」した理由が十分に説明されていない。近年の研究の重心は徳川政権安定後

にあるが、そこでなおかつ幕府が天皇・朝廷を「統制」し続けなければならなかった理由は明らかではないのである。「統制」は事実であるから、問題はその具体的理由である。そもそも「統制」とは、幕府の描く天皇・朝廷像がまずあり、それに適合させる行為である。幕府の求めた天皇・朝廷像を説明する必要がある、その意味で「権威」・「形式」という理解に終始してきたことは問題なのである。

以上の課題について、本論文は三部構成で取り組んだ。まず第一部（三章構成）では、従来「権威」・「形式」と評価されてきた部分について、先入観ぬきの再評価を試み、具体的方法として、実証的検討が可能な官位制度に着目し、とくに従来「権威」的・「形式」的と評価される傾向にあった公家官位制度と幕府との関係をとりあげた。第二部（二章構成）と第三部（二章構成）では、第一部で確認された家光政権から家綱政権に至る政策変化の要因について、各政権の天皇をめぐるスタンスの変化と家光政権における対天皇・朝廷政策の到達点を明らかにしながら考察を進めた。その際、従来は天皇の存在をそれのみで固定的に理解する傾向が強かったが、本論文では、時々の幕府の対天皇政策の重心を分析する新たな方法として、天皇を「皇位」と「叡慮」に分け、あくまでも人間としての天皇への対応と、「皇位」への幕府の対応を区別し、それぞれへの幕府の対応について、各政権の特質と共通

部分を見極め、各將軍の天皇認識の段階差を抽出するよう努めた。

その結果、家光政権期における、公家高官任官をめぐる公武の認識のずれとそれに伴う朝廷内の矛盾・軋轢の存在が明らかとなり、公家は公家高官を専ら家格の標識として捉え、武家（將軍）は公家高官を国家意思の形成過程に不可欠なものと位置づけ、將軍直結の内証ルートなどを活用し、任官者の健康状態・人格を把握して銓衡していたことが判明した。それが変化を見せるのは家網政権期であり、同政権は摂家優位の任官状況を是正し、清華家・大臣家からも任官させる方針をとり、最終的には幕府が天皇に人事案件を差し戻し、天皇の「勅許」によって他家にも高官任官の道を開いた。

本論文の分析によると、前述の公家高官任官制度の変容などは、寛永六年（一六二九）に後水尾天皇が幕府の事前了解なしに突然讓位した事件に規定されて展開していた。幕府が「皇位」と「叡慮」を掌握しなければ、天皇に権能を行使させられない構図であった。日本近世国家において、徳川將軍家が天皇を戴き、天皇が本来の人格を全否定されない限り、寛永六年（一六二九）の突然の讓位のような幕府を動揺させる事態はいつでも起こり得たのであり、その意味では、突然の讓位を経た徳川政権下の平和と安定は、幕府が天皇の人格と向き合う緊張関係を常に内包した過程としても捉えられるとした。

後漢王朝崩壊過程の研究

上谷浩一

全体の論理構成

ⅠⅠⅠ研究の目的

秦・前漢時代研究と六朝史研究の狭間の後漢時代研究が近年、活況を呈している。しかし依然として政治史では

外戚と宦官とが交替で専権をふるった（「戚宦交代専権」）

外戚と宦官は「濁流」と呼んで批判する「清流派」官僚を激

しく弾圧した（「清濁二分論」）

という論理が用いられ、皇帝権力のあり方や中国古代史全体の展開が見えにくい。本論文ではこうした問題状況を克服すべく、後漢時代中期（第4代和帝～第6代安帝）の地方行政刷新や後期の黨錮事件の実態を検証し、後漢政治史の論理の再構築を目指した。

ⅠⅡⅠ研究の概要

第1部 後漢王朝の成立事情と外戚専権

第1章 後漢王朝の「豪族連合政権」化

本章では、劉秀（光武帝）の権力基盤について、彼が当初は豪族勢力に忌避された点に注目し、南陽の豪族社会の提携を重視する理解や河北掌握を重視する理解を再検討した。そこから、確固たる支持基盤を欠き農民反乱集団に依存し、さらにそれを離脱し豪族勢力の結集の核となるという、後漢王朝の初発の姿を明らかにした。

第2章 外戚専権の再評価

本章では、王莽の前漢王朝篡奪にもかかわらず、なぜまた外戚専権を許したのかという疑問から出発し、それは確固たる権力基盤を欠き諸勢力の均衡の上で皇帝権力を維持しようとして、外戚中心の総与党化を招いたからだと理解した。そして明帝の過度の統制が外戚竇氏のもとに功臣勢力を結集させ、それに対抗して和帝は新興の「儒家官僚」と結んだことや、後漢最大の外戚専権である梁冀は外戚と「儒家官僚」の提携であったことを指摘した。

第2部 後漢時代中期の地方行政刷新とその背景

第3章 後漢中期の地方行政刷新

本章では、幼少皇帝が続き皇帝権力空白期と理解されてきた後漢時代中期に、「延平元年七月庚寅の勅」に代表される積極的な自然災害対策や地方行政刷新が推進されたことを見出し、その背景を分析した。深刻な水旱災にもかかわらず地方政府は中央勢力

の集財機関とされ、豪族からの請託も受けて腐敗した。それを指導統制する様子を確認し、担当した官僚たちに論を進めた。

第4章 「清流派」の系譜

本章では、中期の地方行政刷新が和帝親政期から鄧太后臨朝称制期に継承されたのは、それを推進した官僚集団が引継がれたからであり、その経験が「儒家官僚」の自覚を高め、黨錮事件に繋がることを想定した。「礼教派」・「刷新派」・「清流派」とは儒教を身に纏って官界に進出し、政治刷新を推進し、やがて皇帝権力と衝突する官僚たちの各段階の姿であろう。

第3部 黨錮事件と靈帝期改革

第5章 黨錮事件の再評価

本章では、黨錮事件の本質が「儒家官僚」と皇帝権力の衝突であることを示した。当時、中央では「儒家官僚」を支持する与論が高まり、李雲事件や太学生の示威運動など、皇帝側に対する圧力が強まっていた。それが李膺の矯制を契機に「儒家官僚」・太学生への弾圧を招いたのである。また皇帝批判の背景として、儒教イデオロギー・在地社会の危機的状況・当時の政治過程の3点を示した。

第6章 「中平六年の政変」の構図

本章では、「西園軍」を積極的に評価する石井仁氏らの研究を

うけ、その設立事情と「中平六年の政変」に結びついた事情を検討した。皇嗣問題から軍制が混乱し、宦官に擁立された外戚何進が部隊を掌握したが、本来は靈帝が地方の遠心化を打開するために設立した強力な中央軍であった。

第7章 後漢政治史における鴻都門学

本章では、芸術学校と見られてきた鴻都門学が、「儒家官僚」や太学生に代わる新たな官僚の養成機関であることを述べた。靈帝は文章や書写に優れた人材を集めて尚書や侍中に配置し、皇帝専制を支える新たな官僚組織の整備を図っており、こうした実務能力重視の姿勢は、曹操の「唯才」主義に引き継がれるものであろう。

△3V結論

以上の考察から導かれる後漢政治史の論理では「儒家官僚」と皇帝権力の間に対立軸が設定される。それをもとに皇帝権力の変化を整理すれば、前期（光武・明・章）は建国功臣の相互牽制の上に乗る、中期（和・安）には台頭する「儒家官僚」と結び、後期（順・桓・靈）には「儒家官僚」と衝突して直属の権力機関を留意しようとした、となる。このように後漢政治史は前漢以来の官僚機構とそれを支える地域社会の発展の帰結であり、次の三国時代の皇帝と「儒家官僚」の再結合への出発点として描けるので

ある。また靈帝期は「西園軍」や鴻都門学など、皇帝直属の権力基盤の創設をめざした「改革」の時期として位置づけられよう。

西夏貿易史の研究

佐藤 貴保

本論文では、十〜十三世紀にかけての中国西北部に建国された西夏国が諸外国、特に東で隣接する北宋・金朝との間で行った貿易の実態を、西夏語文献及び漢語文献を用いて解明した。

序章では、従来の研究に西夏語文献を活用したものが無いこと、西夏側における貿易の受益者が誰なのかを考察したものが無いことを指摘し、研究の獨創性を示した。

第一章「西夏―北宋国境貿易の展開」では、十〜十二世紀前半における西夏と北宋との国境付近で行われた貿易の担い手や交易品目を、北宋側の漢語文献をもとに分析した。その結果、国境貿易には西夏領内の牧畜民と北宋領内の農耕民との間で西夏建国以前から行われていた日用品貿易（穀物や畜産品など）と、官主導で行われる奢侈品貿易（薬草や絹織物など、いわゆるシルクロード中継貿易品）の二つの性格が併存していたことを明らかにした。

第二章「西夏の用語集に現れる華南産の果物について—十二世紀後半の西夏貿易史—」では、十二世紀末の西夏で編纂された用語集に、西夏とは隣接しない南宋産の果物の名前が収録されている事実を指摘し、十二世紀後半に中国が金朝と南宋とによって南北に分裂していた時代にあっても、西夏が中国との貿易を盛んに行なっていたことを明らかにした。

第三章「西夏法典に見る貿易政策—実見調査に基づく貿易関連条文の訳註研究—」では、十二世紀中葉に編纂されたカラホト出土西夏法典『天盛旧改新定禁令』の貿易関連条文を、現在この文献を所蔵しているロシアでの実見調査を基に訳註を行い、西夏政府は諸外国に派遣される使節が派遣先で私的に交易活動を行うことを条件付きで認めていたほか、西域から中国にかけてのシルクロード中継貿易で活躍したウイグル商人を優遇する条文が存在することを指摘した。なお、本法典を実見調査した結果、従来本法典を不鮮明な写真版のみで解釈していた先行研究が西夏文字を誤読している箇所をいくつか確認した。そこで実見調査に基づいた正確な釈読を巻末に附録として掲載した。

第四章「朝貢使節による貿易活動」では、西夏から北宋や金朝へ派遣された朝貢使節が実際に派遣先で貿易活動を公認され、使節団員が奢侈品貿易を営んでいたことを漢語文献から明らかにした。また西夏法典の条文から、西夏皇帝が北宋や金朝から朝貢の

見返りに受け取った回賜品を、西夏の官僚や兵士へ恩賞として分配していた可能性を指摘した。

第五章「朝貢使節の人選」では、前章で明らかにしたように私的な貿易活動を認められていた朝貢使節にはいかなる人物が選出されたのかを、朝貢使節の正使・副使の姓名・官称号から考察した。その結果、金朝へ派遣された使節には、正使に武官、副使に文官が選出され、西夏の王族以外の様々な民族・部族から選出されていたことを明らかにした。さらに西夏法典の編纂者リストや元朝時代の西夏遺民の伝記史料を基に、武官は宮中の宿衛出身者、文官は試験あるいは官僚養成機関での教育を経て採用された者である可能性が高いことが明らかになった。こうした考察の結果、西夏皇帝は政権に参与している構成員を使節団として派遣し、私的な貿易活動を許すことによって彼らに経済的な利益を分配し、政権の維持に役立てようとしていたと論じた。

結語では、第一章～第五章での考察をまとめたうえで、西夏国の国家構造の特徴にも言及し、西夏皇帝はシルクロード貿易の中心などによって経済的な利益をあげるとともに、政権の構成員に対し回賜品を分配したり、朝貢使節として私的な貿易活動を行う権利を付与したりすることによって政権を維持しており、西夏国が中央ユーラシアの遊牧政権に見られる特徴を具備していると論じた。

福建人民革命政府の研究

— 第三勢力による抗日民主政権の試みと国内外諸勢力 —

橋本浩一

本稿は、一九三三年一月二〇日に福建省で成立した福建人民革命政府（以下、人民政府）について、同政府そのものに関わる問題と、それをめぐる内外諸勢力の動向について解明しようとしたものである。

第一章は人民政府成立の背景・経過、同政府の基本的主張、政権構想などについて。人民政府成立の背景には、第一次上海事変を契機とした十九路軍および陳銘枢らの反蔣抗日化があった。陳銘枢の工作により李済深や第三党・神州国光社などの多様な勢力が福州に結集し、反蔣抗日、民主と経済発展を基本的主張とする人民政府を樹立した。その過程において、中国共産党とも「反日反蔣的初步協定」を締結した。人民政府は、国民党一党専制体制に代わる新たな国家・政治体制として、「生産人民政権」構想を提起した。また、同政府に参加した勢力は生産人民党を結成した。第二章は人民政府における諸政策の実際や思想的系譜、財政経済基盤について。対外政策面では政権基盤強化を優先した戦略的

・戦術的対応から、人民政府は日本・欧米諸国に協調的・妥協的対応を示した。経済政策面においては、商工業の保護・育成を積極的に試みようとした。また農村政策をも重視し、「計口授田」と農村合作社等を組み合わせて農村経済の回復・発展を図ろうとした。さらに、民衆の組織化をも試みた。工会や農民会・学生会の組織化は、民衆自身の立ち上がりや民主的要素を重視するものであった。これらの政策や基本的主張・政権構想の思想的源流は、孫文思想に求められる。ただ、人民政府の財政経済基盤は非常に脆弱であり、福建省単独での政権建設や政策実現は困難であった。第三章は人民政府の華僑政策と華僑の動向について。人民政府は華僑を重視し、僑務委員会を設置して華僑の支持・協力の獲得や華僑資本の導入等を図ろうとした。また、フィリピン華僑の許友超・李清泉を政権内部へ取り込むことをも試みた。その背景には国内情勢の有利な展開や政権基盤の強化における華僑の存在の大きさ、十九路軍の上海抗戦に対する華僑の積極的支援活動などの事実があった。人民政府の華僑政策は、南京国民政府の華僑行政にも影響を与えた。人民政府の成立に対し、東南アジアを中心に同政府への支持・参加の姿勢を示す華僑が存在した一方、不支持の動向も存在した。前者は、華僑の抗日救国意識を反映していた。第四章は福建事変時における日本政府の対応について。人民政府の出現に際し、外務省は「不干涉方針」を示した。一方、台湾

軍・台湾総督府は福建事変を利用し、華南・福建への勢力拡大を目論んだ。外務省と軍部中央は共同歩調を示し、その動きをも抑制しようとした。外務省・軍部の問題意識は、事変の対中政策全体に及ぼす影響、福建共産化と台湾への影響、福建での列強勢力の拡大などにあった。事変に伴う居留民保護問題において、外務省中央は主動的対応を示さず、軍部を含め、人民政府の崩壊を利用した権益拡大の意図も有してはなかった。一方、南京国民政府が実行した船舶臨検と事変に伴う抗日的論調の広がりに関して、外務省は強い姿勢でその排除・抑制を試みた。

第五章は人民政府をめぐる南京国民政府・国民党中央、および西南派の動向について。南京中央は、人民政府を三民主義と国民党を否定するものとして討伐対象とし、軍事力により早期に鎮圧した。人民政府の鎮圧に関連し、重要な位置を占めていたのが胡漢民を中心とする西南派の動向であった。西南派は地域割拠的性格や国民党党治の原則から人民政府に同調せず、反福建・反南京中央の立場をとった。胡漢民は福建事変に際する南京中央からの政治的接触を逆利用し、蒋介石の独裁体制解消を企図したが、そのねらいは失敗した。西南派と人民政府の主張には共通項も存在したが、西南派の姿勢と人民政府首脳における連合戦線戦略の未熟さから、反蔣抗日における上層連合は実現しなかった。

「結論」部分では第一章から第五章までの検討をふまえ、一九

三〇年代中国における人民政府の意味づけを試みた。最終的に人民政府は抗日統一戦線の成立へと繋がっていく、三〇年代前半の第三勢力による抗日救国・抗日民主運動であったと結論づけた。

王朝和歌表現論—平安中期から院政期へ—

佐藤 雅代

本論文は、平安中期から院政期にかけて和歌の表現史を、時代と個人の二つの観点から把握し、考察しようとするものである。

第一章は、和歌のみならず、日本の古典文学、ひいては日本文化の中でも重要な美意識を代表する「わび」「さび」に焦点をあて、これらの概念を表す情意表現としての「歌ことば」の変遷を和歌史の中で位置づけてみた。取り上げたのは、第一節「すさび」考、第二節「さびし」の諸相、第三節「わびし」の消長、第四節「ながめわぶ」試論である。

第二章は、歌枕・レトリック・歌材という三つの視点から、和歌表現を史的に考察した。第一節では、「井手」という歌枕の変容と享受の様相を明らかにし、第二節は、和歌の末尾が「…ものを」で終わる用例を調査し、歌人たちの「てにをは」意識の一端

について考察した。第三節は、古来和歌に詠み込まれてきた「ほととぎす」をとりあげ、「声」という聴覚的なとらえ方だけでなく、「姿」という視覚的な把握も見られることを指摘した。

第三章では、個人の和歌表現に焦点をあて、その表現意識を解明しようと試みた。和歌を詠むことに苦手意識をもっていたと言われる清少納言が、コミュニケーション手段としての詠歌に異なる可能性と限界を見ていたのか、そこに彼女の和歌表現の特質があつたと考えられるのである。第一節では、和歌コンプレックスと詠作意識を探り、第二節、第三節は、三巻本『枕草子』の和歌を対象に、章段内部における和歌の機能と、和歌的情趣がどのようなものであるのかを考察した。第四節は、異本『清少納言集』に見られる和歌を取り上げ、『枕草子』の和歌との比較を通して、家集に独自の和歌的世界が清少納言の「独白」に近いものであることを明らかにした。

第四章は、院政期歌壇における和歌表現の特質について考察した。第一節では、「堀河百首」における新しい歌題への取り組みについて考察し、第二節では、『伊勢物語』を撰取して詠まれた歌について、古典撰取と詠歌意識という観点から論証し、第三節では、『源氏物語』を撰取することで、生成していく「歌ことば」の様相を解明した。

第五章では、院政期の歌壇を代表する歌人の一人である藤原基

俊の表現意識について考察を試みた。第一節は、基俊の和歌に見られる歌枕表現の特色を明らかにし、彼の求めた新しさについて分析した。第二節は、歌合における基俊の批評と実作の軌跡を辿ることで、博引傍証、術学的と言われた彼の詠作意識を探り、基俊がめざした詠歌の方法を検証した。第三節は、基俊の表現意識を明らかにするために源俊頼との比較を試みた。基俊が俊頼と二人で判者をつとめた歌合を取り上げ、二人の歌評態度の分析を通して、基俊は一首の「声調」より「余情美」を重視していることを論じた。

以上、第一章から第五章の考察を通して、和歌史には時代から時代への流れがあり、その中に個人から個人への流れが存在することを確認した。和歌を詠む際の詠者主体の在り方が、平安中期から院政期にかけて変化していることは言うまでもない。表現の変化は何よりも、歌を詠む側の意識の変化なくしてはありえないだろう。そういった変化の中には、どのような構えで歌を詠むかという表現の構図自体の変化もあるはずで、「歌ことば」の変容もこれらのことを複眼的に捉えていく必要があると言えよう。また、いかなる歌を良き歌と評価するのかという享受意識も問題になってくる。本論文で述べてきたことは、以上のような問題解明の一部であり、さらに発展的に考察していかなければならない。

大江匡房の漢文作品における表現世界

李 育娟

本論文は、大江匡房の漢文作品を中心として、日中比較という視点から、院政期の匡房の全体像を捉える一環として考察するものである。

大江匡房は、政治・文学・芸能・宗教・有職故実などの分野で、幅広く活躍している、院政期を代表する文人である。院政期の文学・思想・信仰を論ずるに、匡房を切り離しては考えられないと言っても過言ではない。大江匡房研究の状況を概観すれば、九十年代の前半を中心に、一つのピークを迎えたが、その後、学界では匡房に寄せられた関心が静まっていく。匡房の言説や作品は、文学・宗教・思想・芸能など様々な角度から検証されており、論文の数も多く見られるものの、そこで考察の対象として扱われていたのは、彼の膨大な著作の一部に留まっている。多くの匡房の作品が研究なされていなく、現在に至ったため、あらゆる分野を代表する院政期の知識人・匡房の全体像を未だに正確に把握することはできない。

こうした未研究の作品においては、匡房の願文集・『江都督納言願文集』を特筆すべきであろう。吉原浩人氏が「(匡房の願文は) 駢儷文を用いているため内外典の素養が要求されるが、未開拓の史料の宝庫と言つてよいほどのものである」と、匡房の願文の史料的价值を語り、注意を喚起していた^(注1)。しかし、膨大な作品数と対比的に、『江都督納言願文集』に関連する研究が少ない上に、願文の中心となる思想信仰などの面からの考察も僅かである。

本論文の目的は、匡房の再評価や新たな研究の視点の発見にあるため、この『江都督納言願文集』をも、考察の対象として取り上げることとする。匡房が用いた表現や言説を検証することによって、最終的に大江匡房という人物像をより立体的に把握することを目指しているが、願文というテキストの解明の一端にも繋がれば、と思う。

以上のような考察目的に基づき、第一編では、匡房の漢文著作の受容様相と独自の表現位相を明らかにするため、日中比較という視点から匡房が用いた表現に考察を加える。平安後期の詩文創作は、先行する王朝の作品『本朝文粹』などからの撰取が認められたため^(注2)、匡房の作品の検討に入る前に、平安朝漢文の共通する創作の基盤を固める必要もくるだろう。そこで、第一章では、平安朝漢文と唐文の受容関係に焦点を当て、平安朝漢文の表

現特徴の析出を試みる。そして、第二章と第三章では、匡房の述作位相と深く関わっている記述や用語を抽出して検証し、匡房の漢文表現における特質に迫ってみたい。

匡房の漢文表現の特質を把握してから、第二編では、匡房の思想面に主眼を置く。院政期を代表する文人・匡房の思想信仰を考察することによって、匡房個人の思想特徴が明らかになるだけではなく、院政期の思想文化の一側面も浮彫になるだろう。よって、第二編では匡房思想の深層を探るため、三つの課題を定めて検討を行った。

以下、掲げたのは本論文の目次である。

第一編 第一章

魏姑射に住む上皇像の形成

——『莊子』「逍遙遊」における堯帝伝承から——

第二章

『江都督納言願文集』と『莊子』「逍遙遊」

第三章

大江匡房と唐文の受容

——「楚越の竹」という表現をめぐる——

第二編 第一章

院政期の北斗信仰と大江匡房

——『江都督納言願文集』

「北斗曼陀羅堂願文」を中心に——

第二章

僧侶の神仙術としての避穀

——『本朝神仙伝』を中心に——

第三章

金峰山伝承と大江匡房

(1) 「大江匡房研究の動向と展望・附文献目録」『国文学解釈と鑑賞』「特集大江匡房・院政期の言語宇宙」一九九五・一〇

(2) 大曾根章介「『本朝文粹』の後代作品への影響——主として平安後期の漢文学について——」『王朝漢文学論攷』岩波書店一

九九四

「太宰治作品の〈笑い〉」

齋藤 理 生

本論文は、太宰治の小説の仕組みを〈笑い〉という視座をもつて分析したものである。全体は、序章・第一部・第二部・第三部

・付章・結語より成る。

序章ではまず、かつて太宰治の作品が、主にへ悲劇的へあるいはへ倫理的へな枠組みによって考察されてきたことに触れた。もちろんそのような枠組み自体は、現在は批判的に受け取られ、過去のものとなりつつある。しかし、そうした現在の太宰治研究にしても、手をつけぬままやり過ごしている部分が少なくない。その重要な一つとしてへ笑いへの問題がある。太宰の小説がへ笑いへを多く含むことは、同時代から現代まで、折に触れて指摘され続けてきた。にもかかわらず、へ笑いへが作品においてどのような機能を果たしているか、一篇の主題とどう関わっているのかといった問題は、研究史においてなおざりにされてきた。そのような研究史の空白を埋め、太宰作品の重層性・多様性を明らかにするために、へ笑いへという視座からの分析が必要であることをこの章では主張した。

第一部「方法としてのへ笑いへ」は、「へ笑いへとへ深刻へ」―『畜犬談』論、「諷刺の方法」―『男女同権』論、「『浦島さん』のへ言葉へ」の三章より成る。ここでは、これまでへ笑いへが指摘されること自体は少なくなかったものの、部分的な言及に留まり、小説全体の本格的な分析がなされてこなかった三つの作品を取りあげた。各章において、それぞれの小説の仕組みを分析してゆく過程で、太宰の作品のへ笑いへが決して表層的なものではな

く、主題や構造と深く関わった、きわめて方法的な産物であることを明らかにした。この第一部での考察の結果が、第二部および第三部での考察の前提となっている。

第二部「へパロディへの仕組み」は、「太宰治の『ドン・キホーテ』―『デカダン抗議』から『恥』へ」、「露呈するへ本音へ」―『吉野山』論、「『女の決闘』の仕掛け」の三章より成る。ここでは、『ドン・キホーテ』や井原西鶴の作品や森鷗外訳の翻訳小説、さらには初出掲載雑誌の周辺記事など、多種多様な先行言説を下敷きにして作られた小説群を取りあげた。各章においては、それぞれの作品における先行言説の批判的撰取のありようと、どのような仕組みによって独自の新たな主題が立ち上げられているのかを、へ笑いへを醸し出す表現構造に着目して考察した。

第三部「読みの視座としてのへ笑いへ」は、「虚実の往還」―『春の盗賊』論、「二つのへ奉仕へ」―『眉山』論、「大庭葉蔵の饒舌」―『人間失格』論』の三章より成る。ここでは、一見へ笑いへからはほど遠いへ悲劇的へな主題を持つと考えられてきた作品群についてへ笑いへの存在を指摘し、そこから一篇全体を新たに読み直すことを試みた。すなわち、それぞれの小説が狭義のへ悲劇へに留まらぬ興行きを持つ事実を示すことで、太宰作品の読解におけるへ笑いへという視座の有効性を確かめた。

付章「織田作之助と太宰治」―『天衣無縫』『勸善懲惡』におけ

る『皮膚と心』『きりぎりす』の撰取』では、やはりしばしばその作品にへ笑いへを指摘される作家であり、「無頼派」「新戯作派」などという言葉で太宰と同じ括りに入れられることが多い織田作之助の作品を二つ取りあげ、分析した。そのうえで、その織田の作品に太宰の作品が取りこまれていく形跡を、物語設定と語りの構造、および表現の一致から証明した。そうすることで、従来はもっぱら作家としての態度によって認められてきた二人の作家の結びつきを、小説の方法から明らかにした。

結語では、以上の内容をふりかえったうえで、課題と今後の展望について述べている。

源氏物語の本文と表現

中村 一夫

源氏物語の各伝本（青表紙本系・河内本系・別本）の描く物語内部の論理や本文の性格、質的相違を求め、待遇表現や表現手法、語彙を軸として考えていく。また使用される表現そのものの性質もあわせて考察する。

源氏物語の本文は見直されるべき時期に来ている。スタンダードとして認識されている藤原定家の手になる青表紙本系の本文は、池田亀鑑『源氏物語大成』（一九五三年～一九五六年）以来特別な位置づけをされたまま無批判に信じられており、それ以外の別本や河内本系の本文はほとんど手をつけられていない状態である。近代以降の合理的な文献学は、同系統の異文を多数決によって校訂・改変して「善本」を生み出そうとしているが、この方法論が有効なのは、原作者が単数で伝来も明確な場合に限られる。源氏物語のように原著作者生存中に既に異本が存在し、定家のものした校訂本文も複数存在する場合は、単一の原典に戻すことは誤りであり、また事実上不可能である。現在伝えられている本文は、享受者によって創り出されたものといっても過言ではない。現代の新しい文献学が要請される所以である。

そうした伝本の状況から、現在最もよく読まれている青表紙本系の源氏物語の世界に対して、未整理のまま排斥されている状態の別本の世界の読みを積極的に試みる流れが生じている。問題は伝本の成立や享受層にも関わってくると思われるが、別本の性質解明のためには、語彙や語法の基礎的調査に加えて、伝本の本文がいかなる論理を持ち、どういった世界を現出させているのかを讀むことが重要である。本論文では源氏物語の諸伝本の本文をまずは尊重し、そこにみられる表現の姿をそのまま解釈していく。

よって本文の優劣を判断することは一義的な研究目的とはならない。そのどれもが当時の人々に源氏物語として享受され受け継がれてきたのだという認識を持つからである。とりわけ鎌倉期書写の巻を多く含み、別本中、特に評価の高い保坂潤治氏旧蔵本を中心的な考察対象とする。あわせて最善本とされる青表紙本系の本文の相対的な位置づけも行う。

まず待遇表現に着目する。待遇表現の本質を敬意の表現とは考えず、「事物のありかたに対する特殊なる把握の表現」(時枝誠記)とした場合、待遇表現はこれを使用する主体の対象把握の姿を写すものであり、かつそれらの使用においては恣意的な傾向から逃れがたい。したがって、諸本に現れた待遇表現の体系には伝えられた物語を読んだ結果としての、享受者の思い描く物語の世界および構造がおのずと写し出されているといえる。その様相が各伝本の待遇表現法を調査することだろうか考えられた。宇治十帖の主要作中人物の人物造形を中心に、待遇表現のありかたから各伝本の特徴を読み解こうと試みた。また待遇表現のありようから本文そのものの性状を測定しようとした。

次に形容詞に目を向ける。人間の感情を表す情意性形容詞は、主体の感得した物語世界を直接的な感情で評価するという点で、待遇表現に近い性質を持っているといえる。物語の展開や主題と密接な関係を持つ表現方法としての形容詞の用法に注目し、源氏

物語がいかにして組み上げられているかを考察した。宇治十帖に集中的に配される「こころほそし」に注目し、この語と不可分な関係にある主題や構造を考えようとした。また不調の状態を表す「なやむ」「なやまし」「わづらふ」「わづらはし」などの表現群も異同を生みやすいものであり、本論文の解き明かそうとする問題に大いに関わりを持つてくる。他にも「泣く」や「とぶらふ」などの人間関係形成に関わる表現の考察を行い、この物語の表現と論理のありようについて、明らかにしようとした。

源氏物語の新しい本文研究は旧来の近代文献学的価値観をすべて捨て去ることから始まる。本文の問題を解き明かす鍵となる表現研究もまたしかりである。本論文は源氏物語の各伝本の本文とその表現にこだわりながら、この物語の論理や性質に迫ろうとするものである。

「勅撰三集の研究」

山谷 紀子

本論文では、嵯峨朝・淳和朝に編纂された勅撰漢詩文集である『凌雲集』『文華秀麗集』『経国集』、いわゆる勅撰三集を研究の

対象とした。嵯峨朝は、文学史的には「唐風謳歌時代」と呼ばれ、漢詩文が殊に重んじられた時代であり、勅撰三集の作者はほとんどが律令官人であるという特徴を持っている。また嵯峨天皇自身も詩作に積極的で、嵯峨詩壇の中心として漢詩文集の編纂にも大きく関与している。このことから、勅撰三集の作品を解釈する際には、政治的な要素を入れた視点が必要になってくるだろう。また、一般的に政治的な時代区分では分けられている奈良時代と平安時代との文学的な繋がりにも注目する。そこで本論文では、勅撰三集の中心である嵯峨詩壇の文学的な位置付けと嵯峨朝における政治的な位置付けとを明らかにすることを目的に論考した。本論文は、大きく第一編『懐風藻』から勅撰三集へ』と第二編『勅撰三集と政治背景』から構成されている。

第一編では、勅撰三集の文学史的な位置付けを考察するために、奈良時代の漢詩集である『懐風藻』と比較し、『懐風藻』からの文学的な流れの中で、勅撰三集は何を受け継ぎ、何が独自であるかを明確にした。まず、『懐風藻』から勅撰三集へかけて、尾聯に詠まれる天皇賛美の表現である「応製的表現」の変化を確認した。その結果、嵯峨詩壇独自の応製の表現が定着していくのは『文華秀麗集』以降であり、嵯峨天皇の師になる世代では、『懐風藻』以来の表現を使うものが多いことが明らかになった。この世代は平城天皇と同年代でもあり、また代表的な詩人としては

『凌雲集』の編纂者である小野岑守が挙げられる。つまり、『懐風藻』以来の表現を使用する詩人達には平城天皇の文学的嗜好の影響も考えられ、これらの詩人の入集数が多い『凌雲集』は平城天皇の影響から抜け出ることが出来なかつたとも言えるであろう。次に、応製詩や奉和詩の嵯峨朝における数や表現の変化を明確にするために、平城天皇の東宮時代から作品を残す小野岑守の応製詩や奉和詩に注目した。嵯峨朝では、嵯峨天皇の作品の内容を踏まえた奉和詩が応製詩よりも重んじられる傾向にあり、これは嵯峨天皇の文学的な嗜好を端的に表しているものと言える。最後に小野岑守の餞別・贈答詩に残る「月」「琴」などの語に注目して、『懐風藻』の作品との繋がりについて考察した。遷都や皇統の変化はあっても、文学は人と人との交流によって急激には変わらないものであり、嵯峨詩壇における独自性を考察する際に『懐風藻』以来のものを念頭に置く必要性が感じられる。

第二編では、勅撰三集とその作者達との政治的な位置付けを明確にするために、歴史書を積極的に利用した。勅撰三集は「勅撰」という性格上、天皇が臨席する公式な詩宴での作品が多い。その詩宴の場で天皇に次ぐ地位である東宮の文学活動と政治的な動向との関わりについて注目した。最初に、東宮の側近である東宮坊の官人と勅撰三集の入集状況を確認した。次に、勅撰三集時代の東宮である平城・淳和・仁明の東宮時代の文学活動と東宮詩

壇の存在について論じた。最後に、その中で特に嵯峨天皇の東宮である淳和に注目し、詩風の展開などを東宮という立場を念頭において考察した。淳和の東宮時代の文学活動から、東宮の文学活動は天皇との関係と密接な繋がりがあることが見えてくる。

また、先行研究ではあまり対象とされていなかった歴史書との関係について、語句の受容から歴史認識まで含めて考察した。まず、勅撰三集の征夷詩に描かれる蝦夷の性質を述べた表現が、

『日本書紀』『続日本紀』の蝦夷記事の表現を基に作られていることを明らかにし、歴史書から語句や歴史認識の受容があったことについて述べた。次に、勅撰三集と『日本後紀』に残る嵯峨天皇から玄賓に宛てた書を対象にし、多分に隠逸的な要素を持つ玄賓との交流から、嵯峨天皇の詩風の特徴の一端を明らかにした。最後に前節の玄賓に宛てたものだけでなく、嵯峨天皇が僧侶に宛てた詩文の中から、いくつかの語を選び、その語の持つイメージの変化を、『懐風藻』や『続日本紀』など嵯峨天皇以前の用例を追うことにより検討し、その語の勅撰三集での広がりについても確認した。勅撰三集成立の背景の中で私が最も注目する要素は、嵯峨天皇が積極的に詩作をし、また詩を通して臣下と頻繁に交流をすることである。このような「君臣唱和」は、「臣」が律令官人であることにより、政治的意味も持っていた。政治的な視点を持って勅撰三集を見ることは、勅撰三集の作品の解釈に必要なも

のであると考えている。

『徒然草』とその時代

— 転換期の文学 —

米田 真理子

文学史を通じて、政治的・社会的転換期に様々な作品が生まれ、それらがその時代の多くを語る事は、たとえば中世においては、『平家物語』、『太平記』に顕著である。『徒然草』もまた、まさに鎌倉から南北朝期という転換のさなかに生まれた作品である。

『徒然草』にも、必ず時代的な反映があると思われるが、作者兼好は、しかし、そのような世相を克明に写し出す事をほとんどしていない。執筆の目的、あるいは著者の視点、関心の所在によるのであろう。では、『徒然草』とはどのような作品であるのか。従来、問い続けられるこの課題は、さまざまな切り口で、論じられてきた。本論では、そのような『徒然草』の作品理解を全体的な目標とし、各論においては、章段の分析を通し、『徒然草』が如実に語らない、作品世界を取り巻く時代、社会、あるいは環境を明らかにする事で、章段執筆の意図を探り、『徒然草』の読解に新たな視座を定めることを目的とした。また、本論文の各編

は、いずれも、兼好の伝記的研究の意図を併せ持つ。兼好自身が記した『徒然草』こそが、兼好伝解明のための第一資料であると考えるからである。

第一編では、「『徒然草』と社会―時代を見る眼」と題し、貴族社会と密接に関係する章段、百三段、百二十八段、百七十七段を取り上げ分析した。第一章「公明と忠守―『徒然草』百三段の成立と兼好の時代認識」では、『徒然草』の成立論に言及し、建武政権崩壊後に視点を置いた章段であると結論づけた。第二章「両統迭立期の土御門雅房―『徒然草』百二十八段再読」は、百二十八段が、両統迭立期の複雑な政治情勢を背景とする章段である事を明らかにし、兼好の官廷社会への視線を探った。第三章「鞠の庭―『徒然草』百七十七段の周辺」は、故実をめぐる章段について、注釈的なアプローチから、描かれた公家と武士の立場の相違を検証する事で、兼好の関東への意識を論じたものである。第二編は「『徒然草』と仁和寺―時流に抗す個」と題し、『徒然草』の仁和寺関連章段の読解を目指し、仁和寺僧弘融を中心に述べた。第一章「『徒然草』と仁和寺僧弘融―『洗遮要秘鈔』・『康秘』奥書から見ること」、第二章「『野槌』増補記事の検討―弘融の伊賀居住を視座として」、第三章「古筆切の中の『仁和寺華嚴院弘融』のこと―伊賀常楽寺藏兼好・頼阿・弘融三幅対をめぐる」の三論文で、弘融の人物像を明らかにする事により、

『徒然草』に描かれた弘融像を照射した。さらに、第四章「法守とその時代」では、章段の背景となる権門寺院仁和寺の実態を検証した。

第三編「『徒然草』と古今集注釈書の世界」では、『徒然草』と『古今集』の注釈書を中心とする和歌世界との関わりを論じた。第一章「喚子鳥の行方―『徒然草』二百十段を中心に」では、喚子鳥に関する説をめぐる、兼好の歌人としての態度を考察した。第二章「伝兼好筆『古今和歌集』注釈書の伝来と享受」と、附「『解説と翻刻』東京大学国文学研究室蔵『古今和歌集兼好筆』（伝兼好筆古今集注）」では、兼好の自筆と伝えられる『古今集』の注釈書について分析を行い、伝本の一つを翻刻した。以上の論考と、『徒然草』の摺筆の時期を再検討することで、『徒然草』においては、建武政権の崩壊がひとつの画期であったと見定めた。鎌倉幕府滅亡の影響の大きさもさることながら、建武政権の崩壊は、貴族社会に身を置く者にとっては、大きな時代の節目として印象づけられたのではないだろうか。それは、鎌倉幕府の成立により徐々に権力を失いつつも一定の主導力を発揮していた朝廷政治の終焉であり、ひとつの時代の終焉であると認識されたに違いない。その時代のかつての様相を、兼好の視点より書き留めたのが『徒然草』であると結論づけた。

『泉鏡花文学における視覚性』

泉 由美

泉鏡花の小説がすぐれて視覚性に富むものである事は誰しも首肯するところだが、その特徴として半ば自明化してしまった感のある「視覚性」と呼ばれるものの内実は、従来必ずしも具体的な形では提示されてこなかった。例えば、鏡花Ⅱ新派の代名詞といった通念が研究の進展に先行して確立してしまっており、鏡花作品に基づく演劇や映画等の視覚芸術と本来のテキストとの関連を改めて問う機会が思いのほか少ないように、視覚性の謂いは小説そのものを論じる際にも無条件の前提として曖昧なままに受容されてきた、いわば実体を持たない定説のようなものだったといえる。

本論では六編の作品を様々な視覚的側面から分析の対象とした。それぞれの作品が持つ固有の特徴を「視覚性」という一義的な定義へ単純に還元することはできないが、本論で示したいいくつかの具体的な方向性は、鏡花文学における多様な視覚性の証左であり、且つ総論としての視覚性の定義を構築する足がかりともなるもの

と考える。以下、各章の概要を簡単に記す。

第一章で取り上げた「湯島詣」は、その写実的作風により高い同時代的評価を得た作品であったが、同時に本作の主人公には、自らの思い描く心象風景が現実のそれを凌駕するという、幻視ともいべき特異な視点が定められている。これは「国貞まがく」（第三章）の主人公にも共通する特徴であり、この視点のあり方を以て鏡花の特質としての視覚性の一端と捉えた。また右の登場人物が鏡花自身の視覚的体験に基づいて造型された部分を含むことも確認された。

第二章「葉草取」論および第三章「国貞まがく」論では、鏡花作品における視覚的素材としての読本・草双紙の影響、とりわけ鏡花本来の草双紙受容のあり方に即した挿絵との関連から論じた。母親のイメージの拠り所としての挿絵、あるいは、救済する者・救済される者という双方の性格を持つ自己像を投影すべきものとしての挿絵の存在に注目した。

第四章「日本橋」論では、視覚性の高い「紅と浅黄の段染の麻の葉鹿子」という意匠が作品の基調をなすものである事について論じた。鏡花がこの意匠に拘る要因として八百屋お七という女性への傾倒を挙げ、またそのイメージがやはり鏡花の視覚的体験を通して形成されたものである事を具体的に検証した。本章では併せて新派による舞台「日本橋」の初演時の状況についても言及し、

この意匠は舞台より寧ろテキストにおいて有効に機能している事も指摘した。

鏡花の視覚的体験が作品に結実していく過程を追った一、四章とは反対に、第五章および第六章では、鏡花文学の視覚化という観点から、「山海評判記」と「薄紅梅」という二つの作品を取り上げ、初出の新聞連載時に付された挿絵との関連について論じた。挿絵を担当した鏑木清方や小村雪岱の仕事は一方的にテキストに追従するだけのものではなく、逆にテキスト生成の現場に欠くべからざる要素として機能している事についても述べた。

鏡花作品の内包する視覚性を掘り起こし、テキストとの相関関係を繙いていくのは複雑で困難を伴う作業だが、本論各章において検討した視覚的要素は、作品の生成基盤の解明や作品の読みに新たな側面を見出す可能性をもちらむものである。鏡花文学が豊かな視覚性を有するという一般的な認識に異論を差し挟む余地がないとしても、重要な事は個々の作品についての実証を伴う具体的な考察であり、視覚性の定義はそれらの積み重ねの上に形成されるべきものと考えられる。

倉橋由美子と楊沫の比較研究

—性と政治を軸に—

朴 銀 姫

倉橋由美子と楊沫ようまつは、一九五〇年代末から一九六〇年代初期という極めて濃厚な政治的雰囲気覆われた時代に、創作活動を始めた女性作家である。そして、性と政治は、常に二人の小説のモチーフとなっていた。論文では一九五九年八月に書かれた倉橋のデビュー作『パルタイ』と、一九五八年一月から『北京日報』に連載され、楊沫の作家としての立場を固めた『青春の歌』を始め、倉橋由美子の『夢の浮橋』、『城の中の城』、『交歓』、楊沫の『芳菲の歌』、『英華の歌』など、一九五〇年代から一九九〇年代に至るまでに発表された作品を取り上げ、二人の作品についての比較研究を通して、政治観と女性観における共通点と相違点を浮き彫りにした。

論文の構成は次の通りである。

はじめに 研究動機及び問題意識

序章 先行研究及び研究方法。

第一章 性の提起—第三の性と女性英雄。第一節 与えられた

性、第二節 第三の性と女性英雄、と構成される。「パルタイ」の「わたし」と「あなた」の対等関係と、『青春の歌』の林道静と江華の平等関係は、その出発点において共通点を持つ。つまり、ヒロインにとって性は与えられたものであった。しかし、倉橋はポーヴォアールの『第二の性』を肯定した上で、第三の性を描き、中国左翼の影響を受けた楊沫は、女性英雄像を描いた。

第二章 性と政治―他者として、社会的自我として。第一節

倉橋由美子と時代、楊沫と時代、第二節 ヒロインにおける政治と構成される。サルトルの存在論の影響を受けた、倉橋が描いたヒロイン「わたし」にとって、政治は他者であり、マルクス主義の影響を受けた、楊沫が描いたヒロイン林道静にとって、政治は社会的自我であった。

第三章 性差の極大化―倉橋由美子の小説の展開。第一節 エッセイにみる女性論、第二節 両性具有のユートピア世界と暗黒世界、第三節 性差の損得、第四節 焦点としてのしと桂子・桂子さん、と構成される。初期にはポーヴォアールの女性論を支持していた倉橋であったが、アメリカ留学を切っ掛けに、その女性観に大きな変化が起きた。初期には家父長制とその協力者または犠牲者である「良妻賢母」に対して風刺して止まらなかったが、一九七〇年以後に書かれた小説の女主人公たちは家事や育児を女権母権として手に入れるために闘う。女性の敵は家父長制ではない

のであった。

第四章 性差の極小化―楊沫の小説の展開。第一節 平等の神話、第二節、抗戦と友好の平行線、と構成される。重なる戦闘経験を経て、林道静は男性に劣れることのないベテランの戦闘家、優秀な党員幹部となったが、男性と平等な権利を獲得するために、家庭や子供を犠牲に、甚だ個人の感情を棄てなければならなかった。

終章 同時代の差異―性の自律と自立。倉橋と楊沫の小説の女主人公たちは、それぞれ一九六〇年代初期から一九八〇年代末までにおける、日本と中国の女性運動、女性論が生んだ女性像である。それは戦後における日中の異なる政治政策と大きく関わる問題でもある。冷戦は二つの陣営の女性たちに各々異なった経験させた。両陣営のフェミニストたちが互いに相手の理論を排撃してきたのは事実である。倉橋と楊沫の小説はこのような同時代の差異を如実に反映した。

おわりに 今後の課題

参考資料・参考文献

付録 倉橋由美子と楊沫の年表

Beyond the Border: Language and Sexuality in Oscar Wilde's Work

金 田 仁 秀

本論は、オスカー・ワイルドの代表的作品が問題にする言語とセクシュアリティに関する言説を、ボーダーの観点から捉え、その政治性と戦略について論じることを主眼とした。ワイルドの作品は、社会から切り離された自律的芸術世界を示すものとし、しばしば見なされてきたが、決してそうではなく、抑圧的な社会を変容するという政治性を有している。それは特にヘテロセクシュアリティの言説を問題化するものである。その際、彼は、社会的・文化的言説の言語構築性を、不確実性や多様性によって脱構築するという、言語的方法をとる。このテキスト行為を明らかにするため、本論の各章では、それぞれのテキストを詳細に読み解いていった。

第一章では、導入として一つの作品ではなく、彼の言語全般、とりわけパラドックスと呼ばれているものが、どのように機能しているのかを論じた。これを踏まえて第二章では彼の初期作品の一つである「アーサー・サヴィル卿の犯罪」を取り上げ、後に発

表される芸術批評や諸作品に見られる政治的特質を既に持ち合わせていることを示し出した。また、彼の主体に関する概念がいかに構築主義的であるのかを考察し、ポスト構造主義の思想との類似を指摘した。このような特質は、ワイルドの批評でより明白に唱えられている。そこで、第三章では「嘘の衰退」と「芸術家としての批評家」を取り上げ、彼の批評見解における芸術家と批評家の位置と批評の方法を探った。そして、これらのエッセイが多声的、不確定的性質を自ら演じて主張するのは、芸術家と批評家による社会変革の必要性であることを明らかにした。

社会に対するワイルドのこのような見解は、言語との戯れとなつて彼のテキストに現れる。それは、サインの恣意性や、言語のパフォーマティヴィティを戯画的に示す事でロゴスを脱構築するものである。第四章から第七章で取り上げた作品では、この作用が密接にセクシュアリティの問題と絡み合っている。第四章では『W・H・氏の肖像』を取り上げ、セクシュアリティの言説を書き換えていく戦略について存在と不在の観点から論じた。第五章では、『ドリアン・グレイの肖像』でも同様の戦略がとられているとし、ホモエロティシズムが意味の不在、またアポリアと絡み合い、セクシュアリティの言説を問題化する行為について論じた。続く第六章では『サロメ』を取り上げ、逸脱と統制の権力関係を考察し、フェミニズム的であると同時にホモエロティックな欲望

を問題化するテキストであることを明らかにした。最後の第七章では『真面目が肝心』を扱い、この劇が引き起こす笑いは、ロゴスを嘲笑するという点で、転覆的、政治的なものであることを示した。そして、他の作品同様に、これはファロゴセントリックな言説を崩す、真に空虚でラディカルなテキストであると指摘した。

以上のように、本論ではそれぞれのテキスト分析を通して、ワイルド作品が持つ政治性とその戦略を考察した。彼のテキストは特有の言語で笑いを生み出すが、それは常に不吉なものである。それは理解可能性と不可能性の境界を照らし出すため、自然とされる社会的言説が依存するロゴスを常に置き換える。こうした言語の問題は、セクシュアリティの問題と交錯しテキストに立ち現れる。したがって、彼のテキストは、ロゴス中心主義と統制的へのテロセクシュアリティを同時に攪乱する。

彼のポリティックスは、超越的なシニフィエの引き延ばしという脱構築的戦略をもとにしている。空虚で転覆的な言語パフォーマンスによって、彼のテキストは記入と再記入が起こる時空間を明らかにする。この出来事はパフォーマンスである。それは、果てしなくボーダーを引き直していくのである。

Miltonic Choreography

川島 伸博

本論『ミルトニック・コレオグラフィ』は、十七世紀英国を代表する詩人、ジョン・ミルトンにおいて肯定的のみならず、否定的にも作用しているダンスの重要な役割を指摘し、そこから彼の作品を読み直すことを目的としている。

第一部では、当時のダンス観を概観しつつ、初期ミルトンにおける「プレゼンス」としてのダンスの重要性を扱う。第一章は、ルネサンスにおけるダンス言説を整理し、それらが初期のミルトンに与えた影響を、「五月の朝に寄せる唄」など初期の詩の分析によって確認する。彼の初期の詩においては、ルネサンスの新しいダンス観が躊躇なく表現されている。

第二章では、『快活の人』と『沈思の人』を扱う。歓喜の支配する前者においてはダンスのイメージが不可欠なものとして描かれるのに対し、後者においてダンスはまったく描かれない。このダンスの有無から、二つの詩の微妙な関係が見えてくる。

一六三〇年代に入ると、イングランドにダンス論争が巻き起こ

る。第三章は、ルネサンスのダンス言説と対極的なピューリタンのダンス言説をミルトンとの関連で整理し、そこで示される制約的なダンス・コードに注目する。

一六三四年に製作された仮面劇『コウマス』は、したがって、肯定的に作用するルネサンスのダンス・コードと否定的に作用するピューリタンのダンス・コードによって、二重に拘束されている。第四章はこの二つのダンス・コードに注目しながら、『コウマス』の持つメタ・マスクとしての可能性について考察する。

第二部ではミルトン後期の作品における「アブセンス」としてのダンスの重要性について考察する。第五章では、まずミルトンがダンス嫌いになっていく過程について考察する。本論は、三〇年代のダンス論争だけではなく、五〇年代にダンスが共和制批判の道具となった事実と、彼自身が盲目になってしまいうことが、彼がダンス嫌いになった決定的要因だと考える。

ダンスの詩神、テレプシコーラの追放は、ミルトンの詩作法にも大きな影響を与える。第六章は、「舞踊（コーラス）の喜び」を意味するこの詩神の追放によって生じた『闘士サムソン』におけるコーラスの変容を扱う。『楽園喪失』において結実する無韻詩もまた、詩からダンス的要素、つまり脚韻が排除された詩形として考えることができる。

「痕跡」としてのダンスは、叙事詩におけるコレオグラフィイ

の技術としても機能している。第七章は、二種類の椅子（*throne* と *seat*）とそれらを中心に展開される登場人物たちの身振りを整理することで、『楽園喪失』を解釈していく。付論で示されるように、*throne* による王権表象は、ジェイムズ一世が好んだものであり、そして、その息子であるチャールズ一世は、王権批判を回避するために、この換喩の使用を避ける政治的戦略をとっていた。こういった歴史的コンテクストの中に位置づけることで、この作品に隠されたミルトンの政治的メッセージが明らかとなる。

三百年以上に及ぶミルトン批評の中で、彼の作品におけるダンスの要素はほとんど注目されてこなかった。これに対し、本論は「ミルトンにおいてダンスは大きな役割を果たしている」と主張する。前期の詩においてダンスは重要なイメージを構成している。後期になると、確かにミルトンはダンスに対し批判的態度をとるが、逆説的にその痕跡が彼の詩作原理へと多大な影響を与えている。この複雑なダンス観に注目することで、ミルトンの詩作の秘められた部分が見えてくるのである。

古代指示副詞の研究

池上(岡崎)友子

本論文では、古代(上代)から現代までの指示副詞の歴史的变化を中心に論究を行った。先行研究では各指示副詞のある特定の用法についての論考はあるが、指示副詞全体についての考察は管見の限り見出せない。それはまた、現代語のみの論考であり、古代語の指示副詞の用法については、未だ何も明らかとされてはいない。

本論文は、指示副詞全般について、初めてまとめた歴史的研
究を展開するものである。そして指示副詞の変化は、同体系内に
ある指示代名詞の変化とも無関係ではなく、それらすべてを含ん
だ指示体系全体の歴史的变化の究明にも力を注いだ。

また、現代語の詳細な分析も行った。それは、歴史的資料から
観察される事実をただ記述するのみでなく、現代語の分析を通し
て構築した理論をもって、古代語の用法及び歴史的变化の本質的
構造を考究し述べる為である。

そこでまず、第3章総論(その1)で現代語の指示副詞の意味

・用法を分析し、第4章総論(その2)で指示副詞の指示用法の
歴史的变化、及び指示体系全体の歴史的变化を明らかにした。ま
た、第5章総論(その3)では、指示副詞の副詞的用法の各時代
における用法と、歴史的な変化の考察をおこなった。以下に各章
の内容の一部をまとめておく。

(第3章)

現代語の指示副詞は副詞的用法から、A、B、C、D類に分類すること
ができる。

現代語の指示副詞類	動作様態	言語内容	程度	静的状態
A コウ・ソウ・アア	△	●	●	×
B (コウ・ソウ・アア)+ヤツテ (コウ・ソウ・アア)+シテ	※	×	×	×
C (コンナ・ソナナ・アンナ)+風ニ (コウ・ソウ・アア)+イウ風ニ	●	●	×	●
D (コレ・ソレ・アレ)+ホド等	×	×	●	×

注：用法が、●有り、△偏り及び場面制約有り、※偏り有り、×無し。

また、A類「コウ・ソウ・アア」を中心に考察を行った結果、
A類は動作・作用の様態(動作様態)を表す用法で用いられる際
には、説明・分析の場面でしか用いることができないという使用

場面制約があることを明らかにした。

(第4章)

現代語では指示代名詞と指示副詞は、両者ともに整然とした3系(コ・ソ・ア)にまとめることができる。それに対し、古代語では指示代名詞は3系列(コ・ソ・カ(ア)系列)であるのに対し、指示副詞には2系列(カク・サ系列)しかなく、まるでそれぞれが別の系列を形成しているかのように見える。

そこで指示副詞の歴史的变化をまず明らかにし、次にその指示副詞と指示代名詞の歴史的变化を比較・考察することにより、これまで古代語では同系列には扱うことができなかった指示副詞と指示代名詞とが、実は両者は歴史を通じて深く関係しながら並列的に変化・発展してきたことを明らかとした。

(第5章)

第5章では古代語の指示副詞の副詞的用法を中心に考察をおこなった。

上代ではカク系列「カク」・サ系列「シカ」、また中古ではカク系列「カク(カウ)」「カヤウニ」・サ系列「サ」「サヤウニ」が主に用いられていた。そして、中世以降にはカク系列・サ系列以外の指示副詞であるコ・ソ・ア系(列)「コノヤウニ・ソノヤウニ・アノヤウニ」等が現れはじめ、近世にはカク系列・サ系列と、コ系・ソ系の勢力は完全に交替する。

古代語(上代・中古)のカク系列「カク(カウ)」は、現代語の「コウ」とは大きく相違し、ほぼすべての副詞的用法を持つ。

それに対しサ系列「サ」は、言語・思考・認識活動の内容(言語内容)を表す用法しか見出すことができない。そして中世以降には、コ・ソ・ア系(列)の指示副詞が見られるようになると、「カウ(カク)」の用法は次第に狭くなっていく。

最後に、付論ではソ系(列)・サ系列の否定対極・曖昧指示表現が、そもそもサ系列・ソ系(列)の中心的な用法であったことを明らかにした。

日本書紀私記の研究

山口 真輝

『日本書紀私記』(以下、私記)とは、奈良時代から平安時代にかけて朝廷で行われた『日本書紀』(以下、書紀)の講義を記録したものを総称して言う。成書化された私記としては『国史大系』所収の四種の系統が現存するが、由来は明らかでないところが多い。そのうち、いわゆる乙本の系統には、応永三五(一四二八)年書写の御巫本があり、他の系統に比して最も古い様相が知

られる。ただ、書紀本文を引用した見出しに万葉仮名で和訓を付し、ヲコト点や声点も存するものの、種々の問題が指摘されており、和訓に付された声点がアクセント資料として利用されるか、個別に和訓が利用されるだけで、古訓としての価値はあまり認められていない。そこで私記研究の端緒として、御巫本の含む問題点について考えることとした。

まず成立に関わる事項として、項目の配列順序に転倒がある点に着目したところ、前から順に傍注を拾いながら訓注も参照して採録していった経緯が明らかになった。

また、万葉仮名については、書紀古写本に付された片仮名傍注を書き改めた新しい様相を含むものと見なされているが、主として使用される万葉仮名以外の珍しい用字に、訓注の影響や濁音専用仮名の存在を見いだし、全てが片仮名訓を万葉仮名化したものという訳ではなく、古くから万葉仮名で記されていた和訓も含まれている可能性を示した。

そして、最も重要なのは、御巫本が依拠したと考えられる書紀の系統を見出したことである。御巫本は、ある書紀古写本の傍注を基に成立したものであるとされながら、現存書紀に、該当するものは見出されていなかった。

ところが、まず御巫本が見出しとして引用している書紀本文に見られる誤写や文字の転倒・脱字などの検討から、非卜部家系書

紀の本文と近い様相を示すことが分かった。

また、御巫本と同じ系統の私記は、時代の降る彰考館乙本私記などが知られるのみであったが、台湾大学所蔵の圓威本書紀にある万葉仮名傍注が、使用万葉仮名の近似、文字の誤読に基づく不審な和訓の一致などから、御巫本と非常に近いものであることを見出した。不審訓の一致からは引用関係も疑われるが、双方に独自の和訓が相当数見出せるなど異なる点も多いため、同系統であり、非常に近い関係にあるが、一方から他方への引用関係ではなく、双方を遡ったところにある一本を共有していると考えべきものであろう。この圓威本も非卜部家系の一本である。

また、御巫本の和訓は、卜部家系諸本の和訓と大きくは異ならないと言われていたために詳しく検討されないうままであったが、異なる系統の書紀諸本に同時に見出せる和訓を省き、卜部家系・非卜部家系いずれかの系統にのみ見出せる和訓に焦点を絞って和訓を比較することで、圧倒的に、非卜部家系の和訓とよく一致することを明らかにした。特に一峯本書紀の和訓には片仮名ではあるものの、御巫本と非常に近い部分が存する。さらに、御巫本に複数の和訓が見出される場合にも、非卜部家系と一致する和訓が先に掲出されるなど、非卜部家系の和訓との近似性が窺えた。これらの事実から、御巫本の和訓は、もともとは非卜部家系諸本の和訓に近いものであり、現在、卜部家系諸本の和訓と大きく異なる

らないのは、後に、卜部家系に見られる和訓を取り入れたためではないかということが考えられる。

以上のことから、御巫本は卜部家系ではない書紀の一本に基づくものであると考えられる。神代紀には、卜部家系の写本は多く伝わるものの非卜部家系の諸本は数が少なく、その訓読の実態も明らかでないところが多かった。今後は、御巫本の訓読をも非卜部家系の一本として加えることができるようになり、卜部家以外の書紀訓読の実態を明らかにする資料としての活用が期待できる。そして、御巫本成立の一端が明らかになったことは、私記研究の足掛かりになるであろう。

言語変種の形成過程に関する社会言語学的研究

—ニュータウンを事例にして—

朝 日 祥 之

本稿は、都市計画によって開発されたニュータウンを例に、移住者が持ち込んだ方言間の接触によって形成される言語変種のプロセスを、社会言語学的な見地から明らかにしようとするものである。

本稿は四部で構成される。以下に具体的な内容を示しておく。

第一部では分析の前提となる点を整理した。第一章で、社会言語学的研究のフィールドとしてのニュータウンの定義づけを行った後、本研究のフィールドである西神ニュータウンの概要を述べた。

第二章では、本研究と関連する研究を概観し、本研究の位置付けを行った。まず、本研究が方言移植研究の一例であることを示した。次に、先行研究を（a）移住と言語変容研究、（b）都市言語研究、（c）ニュータウン研究の三つに分類し概説した後、それぞれの研究が抱える問題点を整理した。

第三章では、本稿で用いるデータの収集の方法について、ニュータウンという地域社会へのアプローチの方法のあり方を中心に説明を行った。

第二部では言語意識のレベルにおける言語変種の形成過程について取り上げた。まず第四章で、方言認知調査の概要を述べ、分析の枠組みを示した。次に、第五章で西神ニュータウン居住者が認知した言語変種名とそれが認知される領域に見られる特徴を概観した。また第六章で、その意識のあり方に関わる社会的要因を、西神ニュータウン居住者の年齢、出身地を例に考察した。第七章で、言語意識のレベルにおける言語変種の形成過程を構築した。言語意識のレベルにおける言語変種の形成過程は、三段階から成ることが示された。

第三部では、言語構造のレベルにおける言語変種の形成過程を取り上げた。最初に、第八章で分析の対象となるデータの収集法について説明した後、分析の対象となる項目について説明した。

次に第九章では、引用形式でも、引用動詞「言う」が用いられる場合に引用形式が脱落する現象（以下、ゼロマーク化と称する）に着目した。引用動詞「言う」の語彙的意味のあり方をもとに「トイウ」が持つ用法を設定し、それぞれの用法におけるゼロマーク化のあり方を分析した。

第十章では動詞の否定辞の使用のあり方について分析を試みた。分析では、五段動詞に後接する否定辞を取り上げた。

最後に第十一章で、言語構造レベルにおける言語変種の形成過程についてまとめた。言語意識のレベルと同様、言語構造のレベルにおいても言語変種の形成過程は、三つの段階に分けられることが示された。

第四部では、第十二章で、第二部、第三部から明らかとなった点をもとに言語意識、言語構造のレベルにおける言語変種の形成過程を統合した。その結果、中年層の間において、言語意識のレベルで形成される「ニュータウン言葉」が、言語構造レベルでは全国共通語形が多用される状況を意識したものであること、言語意識のレベルにおいて周辺部の言葉として認知された「田舎っぽい言葉」が、言語構造のレベルでは関西方言形が主流を占めている

る状況を指したものであることなどが明らかとなった。

次に、若年層の間では、言語意識のレベルで言語形成期に西神ニュータウンを含めた周辺地域の言葉と判断した「神戸弁」が、言語構造レベルでは関西方言形が多用される状況を示したものであることがわかった。この他に、言語形成期後、言語意識のレベルでニュータウンの言葉を「ミックスした言葉」と認識するようになるが、それは言語構造のレベルにおいて、全国共通語形が用いられる状況を意識したものであることが示された。

上述した点から、西神ニュータウンでは、新たな言語変種が成立していく過程にあることが明らかとなった。しかしながら、それが完了するには時間がさらにかかることも示された。最後に第十三章で、本稿のまとめを行った後、今後の課題について述べた。

台湾に残存する日本語の実態

簡 月 真

本稿は台湾でリンガフランカとして用いられている日本語を対象に、その言語的特徴を記述し、消滅のプロセスの究明を試みたものである。

台湾では、母語を異にする高年層の間において、現在も日本語がリンガフランカとして用いられている。その日本語は、戦後半世紀にわたって日本語母語話者がいない状態で現地の人々の接触場面において使い続けられてきたのであるが、話し手の高齢化に伴い、今や消滅する運命にある。このような状況に置かれた日本語の特徴はどのようなものか、言語消滅の観点から見て大変興味深い課題である。

本稿では、こうしたリンガフランカとしての日本語を取り上げ、全体を2部8章にわけて考察を進めた。

まず第1部では、植民地統治によって台湾にもたらされた日本語は、(1) 使用ドメインの縮小、(2) 話者数の減少、という2つの側面において消滅へ向っての変化が進行中であることを、現地調査の結果に基づいて指摘した。そのうえで、消滅の過程にあつて一見混沌とした状況にある「台湾日本語」の特徴を明らかにするには、バリエーション理論の考えに基づいて、話者の日本語能力による違い、および、同一の話者によって切換えられるスタイルの違いという二つの側面からのアプローチを行うことが有効であることについて論じた。

そのような枠組みに沿って、具体的には台湾東部の花蓮県をフィールドに、リンガフランカとしての日本語が日常的に飛び交う農村で収録した次の2つのドメインにおける自然談話を分析した。

〈LFDドメイン〉…日本語が *lingua franca* として用いられるドメイン

〈NSドメイン〉…日本語 *native speaker* の調査者がインフォーマントに対して面接調査を行うドメイン

分析の対象とした談話データ量は合計約十三時間である。インフォーマントは、植民地時代に日本語による教育を受けたり、親世代から日本語を自然習得したりした、一九二三年〜一九四二年生まれの高年層計8人である。その日本語能力は高低さまざまである。

使用ドメインが減少し、話者数も減りつつあつて消滅に瀕している台湾日本語には、構造面において単純化が顕著に見られる。その変化のあり方を明らかにすることによって台湾に残存する日本語の実態を動的に捉えることができると考えた。そこで、第2部では、現在単純化へむけた変化が進行中の4つの項目、丁寧体・可能表現・否定辞・一人称代名詞を取り上げて考察した。なお、台湾日本語の特徴を浮き彫りにするために、高知方言話者の談話データをベースラインデータとして用いた。

その結果明らかになったことを簡単にまとめると、次のようになる。

まず、言語構造面では、

- (a) 形態処理の回避…
 - (a-1) 丁寧体(〜です・ます)の不使用
 - (a-2) 可能表現の派生動詞(〜(r)eru、〜(r)arenu)の不使用
 - (b) バリエーションの減少…否定辞の不使用
 - (c) 分析的構造の使用…「動詞ル形+デキル」の使用
 - (d) 文脈依存の「デキル汎用」の使用
 - (e) 単純な体系の採用…閩南語一人称代名詞の使用
- といった単純化現象が観察される。

これらの単純化された要素の使用(b)を除く(c)は特に「LFDメイン」で顕著に見られる。現地の人々の間でリンガ francaとして用いられている日本語は、日本社会の規範から離れ、独自の変容を遂げてきたといえよう。

しかし、「NSドメイン」になると、単純化された日本語がより標準語に近い日本語に切換えられている。ただし、日本語能力の低い話者はそういった切換え能力が低下し、ひいては持たなくなる。

このように、言語行動面での単純化の発生過程は、言語構造面のそれと同様に、話者の日本語能力の異なりに応じた連続体をなしており、その進行は漸次的なものであるということが指摘できる。

こうして、話者間の違いおよび一個人内のスタイルによる違いから、台湾日本語の消滅プロセスをダイナミックに描き出したほか、台湾における日本語は標準語・西日本方言・台湾語が混ざって独自の体系を発達させていることを明らかにした。

日本語教育実習生の発達過程に関する質的研究

—ダイアリ分析手法を用いて—

朝倉 淳子

●研究の目的

本研究の目的は、日本語教育における教師教育のあり方についての基礎的検討を行うために、教師養成講座の実習生が教師として発達するプロセスを分析するための方法論を提案し、具体的な調査データを用いて実習生の内省の変化を分析することにある。日本語教師養成講座の実習生を「反省的実践家」として捉え、実習生の内省の変化・発達を質的に分析するという本研究の狙いは、日本語教育における教師教育・授業研究の新しい視座を提供すると考えられる。

● 研究の方法

本研究で用いる研究の方法はダイアリ・スタディである。ダイアリとは、日本語教育実習生が一学期以上にわたって個人の日記という形式で定期的に記述した記録資料である。ダイアリ・スタディとは、ダイアリの中に繰り返し出現するパターンや目立った出来事を分析することである。本研究では、実習生が記述したダイアリをその書き手ではない筆者が分析するという形式をとるため、間接的なダイアリ分析である。

実習生が記述したダイアリに含まれる主観的な意見や感情を浮き彫りにするためには、先験的な仮説や理論を検証するというアプローチではなく、データに含まれる質的な特性を吟味しながら仮説を組み上げていくというデータ先行型分析が有効であると考えられる。そのために、グラウンデッド・セオリーを用いるが、その特徴は、データの収集と分析を平行させることと、データに密着した分析から独自の理論を生成することにある。

● 調査対象と分析手順

調査対象となった日本語教師養成講座は筆者が実習指導を行っていたものであり、調査期間は一九九八年の三月からの一年間である。四名の実習生が計一三回のダイアリを記述した。ダイアリデータの他に、実習授業を記録したビデオ観察記録、実習授業直

後に実施した反省会記録、実習コース終了後の反省会記録、実習生に対するフォローアップインタビュー記録、実習生によるレポートを残し、これらをダイアリ分析の補完材料として用いた。

分析対象データは一三回すべてのダイアリを提出した三名の実習生の記述したダイアリである。分析手順は、(1)ダイアリの通読・分類・内容の要約、(2)意識の抽出とカテゴリー化、(3)時系列に変化する意識の関連づけ、(4)中心となる意識変化の記述、(5)補完データによる意識変化の要因理解である。ダイアリの内容の要約の際には「小見出し」を付けて意識に名称を与えること、カテゴリー化の過程では概念としてラベル付けされた意識を比較しながら、より抽象度の高いラベルを付していくことが特徴である。

● 分析結果

実習生Aには「らせん状の発達」と「直列的発達」、Bには「脱皮的発達」、「意識の周回と分化」、「葛藤を経た発達」が見られたが、Cには発達が見られないことを明らかにした。このことから、日本語教師教育の実習指導の際、実習生に相違点があることを前提にした指導が重要であることが示唆される。一方、いずれの実習生も、授業を教案通りに進めたり、時間が気になるといった共通の意識を持っていることも明らかになった。実習指導

の際には、実習生が抱くプレッシャーや不安を取り除く指導を心がけることが重要であり、ダイアリヤインタビューは、実習生の不安を取り除くためにも有効であると考えられる。また、学習者の反応が実習生に与える影響が大きく、実習生が学習者の反応をポジティブに受け止めることができるような意識を形成できるように指導していくことが重要である。

● 結論

教師の内省に関して日本語教育の分野での研究は一九九〇年代から見られるようになったが、民間の教師養成講座や学部日本語教師養成コースのような準備教育を対象として、長期の調査データをを用いた研究事例は極めて少ない。日本語教師養成講座の実習生の内省の発達を探るために本研究で採用した方法論は、実習生が養成講座期間中に記述したダイアリヤを主なデータとする質的研究であり、ここに本研究の特徴がある。本研究の分析結果は、日本語教師養成の際の実習生の内省を促進し「反省的実践家」へと導く方法を検討する上で重要な知見を与えるものと考えられる。

On Form-Meaning Mismatches in

English Modality and Tense: A

Cognitive Grammar Perspective

(英語法助動詞及び時制における形式と意味のミスマッチについて—認知文法からの考察—)

田村 幸誠

本学位申請論文の目的は、従来、英語の法性・時制分析において形式と意味のズレ(ミスマッチ)、あるいは恣意性の拡張事例としてみなされてきた現象に対して認知文法の観点から議論を行い、それらの現象が、実際は、強い意味的動機づけのもとで生起しているものであると論証することにある。

まず、本論の概要を示すと、序章において本論で扱う具体的な争点とそれに対する解決の概略が示される。二章以降は、序章で提示した個々の争点に対して一つの章を与えるかたちで論文が構成されている。具体的には、二章で、英語法助動詞とその意味の関係について、さらに三章では英語の時制とその時間関係についての議論が行なわれている。四章と五章は法性・時制を他の文法要素との関わりで議論したものである。四章では、接続詞 *before*

と過去完了形との一見すると、矛盾するようにみえる時間的共起現象が取り上げられ、五章では現在完了形に対して、従来認められてきた *current relevance* と具体的な意味が現在時制という形式に対してどのような関係を示すのかについて一つの提案がなされている。

二章では特に、新たに相対的主体化という概念を法助動詞の意味記述に提案した。この分析により、第一に、これまで法助動詞の意味分析において常に「例外的」とみなされてきた能力などの意味が、実際は法助動詞という文法カテゴリの形成において非常に重要な、プロトタイプの働きを担っていることが明らかにされる。そして、第二に、法助動詞の意味全体が統一的な意味的ネットワークのもとで捉えらるゝことが可能になることが示される。また、これらの分析は、共時的な議論を超え、法助動詞の歴的発達に対しても理論的裏付けが与えられること、さらに、意味的議論を超え、音韻現象との類推関係が明確になることで理論的により強固なものになっている。

三章の時制分析では、古典的な形式時制理論はもちろんのこと、現在、広く援用されている絶対・相対時制理論にも形式と意味の関係の想定に歪みがあることを指摘する。その上で、代案として複合グラウンディングモデルとよばれる記述概念が新たに提案される。この分析が含意する最も大きなことは、一つのモデルで、

主節、従属節の区別なく、過去／現在という時制の形態的対立に直接的な意味的動機づけを与えることが可能になる点にある。また、この形式と意味に関するモデルを作る際に生物の遺伝形質の考えを取り入れたことも注目されたい。つまり、遺伝とその身体的現れを一つのメタファーとして考え、時制における意味（時間関係）と形式の関係を捉えなおしてみてもどうかという従来の研究にない提案が行われている。

四章、五章における分析の含意は認知文法における一つの大きな前提である部分的合成性 (*partial compositionality*) という記述概念が、時制及び法性という意味領域でも適応されうることであることを示した点にある。部分的合成性とは一つの複合形式の意味は、その成員形式の総和以上の意味を表し得るという前提を示したものであり、構文分析でさかんに用いられてきた概念である。しかし、これまでほとんどこの概念は時制、法性（事実性）の解釈などには適応されてこなかった。四章、五章で *before* 節と過去完了の関係、そして、完了と現在時制の一見不可解な形式と意味の関係にこの記述概念を適応することで、その生起理由に動機づけを与えるばかりでなく、理論的には部分的合成性という概念の汎用性を示すことに貢献することになっている。

本論文の一貫した主張は一見すると例外的にみえる形式と意味の関係にも従来とは異なる視点から捉えれば、明確な動機づけが

見えてくるに違いないということである。本論文で示されている研究が少しでもこれまでの法性そして時制の研究に新しい視点を付け加えることができるなら、本論文の目的は達成されたことになる。

音楽のリパーカッションを求めて

—アルチュール・オネゲル《交響曲第三番 典礼風》創作—

生 島 美 紀 子

本論は、二〇世紀前半にパリを中心に活躍したスイス人の作曲家、アルチュール・オネゲル (Arthur Honegger, 一八九二—一九五五) の《交響曲第三番 典礼風》(一九四五—六年) 創作を中心とする考察であり、序章に続く第Ⅰ—Ⅲ部、及び終章によって構成される。

「序章 アルチュール・オネゲルと彼の交響曲」では、現在の音楽史において、作曲家オネゲルと彼の交響曲が抱える二つの問題を指摘する。第一に、オネゲルは順調に創作活動を開始したが、初期の成功は「フランス六人組」や《パシフィック二三一 Pacific 231 Mouvement Symphonique》(一九二三年) で「機関車を活写した作曲家」などのレッテルをオネゲルに貼り付け、その結果、

彼自身が「厳粛な」と捉えて重視していた「交響曲」が蔭に隠れた。第二に、戦後の音楽界の動向が十二音主義からセリー主義へと流れていく中、オネゲルへの評価は没後急激に低下し、同時代のアルノルト・シェーンベルク (Arnold Schönberg, 一八七四—一九五二) が二十世紀後半の音楽への扉を開いたと評されるのに対して、オネゲルは単なる「伝統主義者」とされ、この戦後の見方が二十一世紀の音楽史上にも引き継がれている。

以下、オネゲルと彼の交響曲への再評価に向け、彼の生きた時代と音楽創作のあり方を探る。「第Ⅰ部 当時の音楽語法をめぐって」オネゲルの「旋律志向」は、文献資料をもとにオネゲルの音楽思考を明らかにする。まず、「第一章 不協和音の概念」ではオネゲルの「不協和音」の概念を十二音主義者と比較し、シェーンベルクとは別の次元で不協和音の自由な用法を考えていた、オネゲルの独自性を指摘する。

その独特な不協和音が、創作の場でどのように用いられたかを「第二章 対位法の概念」は明らかにする。オネゲルは対位法によつて旋律を生かし、不協和音に対して当時の「耳」が持った「知覚の限界」に挑んだ。挑戦の方向が、旋律の持つ「旋律性」——「線」としての強さと「うたう」質——の追求に向かったこと、それは彼が「旋律志向」の作曲家であったに他ならない。

「第三章 旋律志向の原点から作曲家としての基本姿勢へ」は、

パリ音楽院時代より職人の仕事を尊ぶオネゲルが、自らを音楽の職人と認識するに至り、この原点から彼の「知覚」の問題を考慮する創作上の基本姿勢が発したことを指摘する。知覚重視とは音楽空間における鳴り響き重視であり、音楽空間を横断する旋律こそが「表現の可能性」を担うとオネゲルは考えた。

『第Ⅱ部 独自の音楽語法の追求…旋律志向と交響的構築』は文献と楽譜をもとに、オネゲルの旋律形成の特徴を探る。「第四章 伝統に根ざした二十世紀の旋律」では、『交響曲第一番』（一九二九〜三〇年）を例にして、オネゲルが理想とする旋律は彼独特の「均衡／シンメトリー」概念を具現化していること、及び交響的構築のための旋律素材が多彩であることを立証する。このように、オネゲルは「旋律性」を最大限に生かし、且つ均衡と秩序をそなえた「交響曲」という音楽的構造物を構築することを目指した。

「第五章 交響的構築の問題と克服」は、大衆と専門家に分離した近代の聴衆の問題を取り扱う。オネゲルは「人間らしい音楽」を創造することによってこの問題を乗り越えようとし、それゆえ彼にとって創作とは、一方では堅牢な交響的構築、他方では知覚に配慮した豊かな音楽表現の追求であった。

『第Ⅲ部 交響曲の創作…楽曲分析的アプローチ』は楽譜を検証する。「第六章 小品から創作力の頂点へ」では、初期の小品

に萌芽していた音楽思考が、『交響曲第一番』を経て、『第三番 典礼風』へと、独自の音楽語法に完成していく過程を追う。『第三番』の独創的な様式のうちには、「旋律志向」と作曲家としての豊富な経験とが結晶化しており、この点において『第三番』は創作力の頂点に立つ。

『第三番』創作の意義を考察する「終章 音楽のリパーカッションを求めて」において、リパーカッションとは波状を描きながら拡がってゆくものを意味する。オネゲルが作品創作における第一義の問題としたのは、音の響きが「リパーカッション」して知覚しやすく、また作品のメッセージが受容後も聴き手の内に「リパーカッション」してゆく音楽の卓越性である。彼の思想の独自性は人間の具体的な「生」を視野に入れたこと、すなわち彼が伝統を破れなかったように見える点にこそ存在して、光を放っている。

中国古代における山岳狩猟図の系譜と

その風景の表現—青銅器から画像磚へ

龔 詩文

洋の東西を問わず芸術は自然に関係をもつものであるが、とり

わけ中国古代の芸術では自然を描かぬものはほとんど無いといつてかまわないほどである。中国古代の芸術からは、自然を祭祀の聖地と見なし、第二の自然としての神仙風庭園に不老不死の仙境を求め、穏やかな田園のうちに桃源郷の如き楽園を求める、当時の人々の自然理解が窺える。またこの自然理解に基づいて、祭器としての青銅器において聖地での「神遊び」が記念的に表され、また博山炉などの器において庭園での「人間の遊」が忠実に铸造され、さらに墓室装飾において田園での「山水の遊」が再現的に描かれることになった。これらは最終的に「臥遊山水」に結晶化されて、山水画が生まれることになったと理解される。

本論では、古代中国における青銅器、博山炉などの器と、空心画像磚・画像石・壁画・画像磚などの墓室装飾を取り上げ、そこに表された山岳狩獵図とその風景表現を考察する。またそのことで描かれた自然がどんなものか、どういう理由でこれらの自然が描かれたのか、その自然は当時の人々に如何なる意味を持っていたのかを明らかにして、さらに後の山水画への関連を考察する。序論では山岳狩獵図の系譜的展開とその時代の社会的状況を考察する。

第一章では、戦国時代の青銅器に表された山岳狩獵図を取り上げ、その成立と性格を考察し、山岳・樹木などの自然物が祭祀の「道具」と、自然空間が祭祀の「場」と理解された後に、山岳狩

獵図が歴史の舞台に登場したことを明らかにする。

第二章では、秦漢時代の器とくに博山炉に着目し、神仙思想の興隆と帝国の確立にともない狩獵活動が徐々に聖地の祭祀から庭園の遊獵へと移行していったこと、またそれに応じて祭祀として用いられた青銅器上での装飾であった山岳狩獵図も、博山炉に見られるように用器としての器自体で表現されるものへと移り変わっていったことを明らかにする。

第三章から第六章までは、漢代の墓室装飾を取り上げる。第三章では空心画像磚、第四章では画像石、第五章では壁画、第六章では画像磚に表された山岳狩獵図を取り上げ、以下に見るようにその歴史的、地域的展開をたどり、そこに表された風景の表現を分析し、山岳狩獵図がいかにして田園農莊図を経て山水画へと至ったのかをたどっていく。

儒教が国教化されるとともに、山岳狩獵図は再び祖先祭祀の枠組みのうちで登場するようになる。とりわけ当時の儒教で最も重視されていた孝思想を顕彰しうる墓室装飾として、それは登場する。

ところが秦漢帝国の崩壊とともに儒教は衰退することとなる。それにつれて、山岳狩獵図はその画題の拘束力から解放され、また当時のひとびとが自然をそのまま正確に描写することを重視したためにここに見られる風景表現は活性化され多様な成果を生む

こととなる。この変化が、後の山水画成立の契機ともなったと理解されるのである。

山岳狩猟図は、中国古代における最も重要な風景の表現の画題であった。この山岳狩猟図の成立、変貌、展開、衰退といった過程をたどることによって、中国古代の芸術に表された自然と自然観は理解され、また山水画成立への道筋も体系的に理解される。

初期バークにおける美学思想の全貌

— 18世紀ロンドンに渡ったアイリッシュの詩魂 —

桑島 秀 樹

博士学位論文「初期バークにおける美学思想の全貌—18世紀ロンドンに渡ったアイリッシュの詩魂—」を概観するにあたり、まず若干の補足的説明をおこないたい。論文題目中の「初期バーク」が指し示すのは、一七二〇年代から一七六〇年代までのエドマンド・バーク (Edmund Burke, 一七二九—一七九七) のことである。これは、概ね、バーク生誕の時期から、彼がロッキンガム派ヴァーニ伯の「ポケット選挙区」(ウエンドーヴァー)より選出され、大ブリテンの国会議員として華々しくデビューした時期までを指す。この「初期バーク」において、まさに彼の後半生

をおおきく左右する生活環境の変化があった。そして、こうした環境変化にもなつて、バークのうちに独自の思想形成がもたらされたのである。アイルランドからロンドンへという最大かつ最長の「移動」(一七五〇年前後)もまた、この時期になされたものであった。

本論文のねらいは、若きバークにおける躍動する魂の裡にみられた「光」と「闇」を、美と芸術を主題として析出すること、さらに、彼のそうした思索の全貌を、まさにアラバスクのごとく、さまざまな位相から描きだすことであった。最終的には、たんなるバーク個人レヴェルでの「美学」醸成を超え、広く当時のアイランド社会およびイギリス社会にみられた精神病理を、「崇高」・「触覚」・「喜劇」といったテーマに基づきつつ記述することが主要な課題であった。都市化した一八世紀ロンドンに生きた「むろん、バークをも含む」「アイリッシュ・アドベンチャラーたち」の苦悩を、彼らによるこうした「痛み」の知的な芸術化といった視点から読み解くことこそ、本論文の核心だったといってもよい。

本論文の各章では、初期バークの美学思想を検討するに及び、次のようなテーマ設定のもと考察をおこなった。第一に、「カントの美学」を中心に据えた「美学史」編纂への反省。この作業は、哲学的には、バーク美学を、「触覚」あるいは「関心性」に基づ

く感覚主義美学の系譜へと接合するというかたちで遂行された。

第二に、いわゆる「ロマン主義」(あるいは、「プレロマン主義」)概念の再検討。これは、単に視覚イメージの喚起にのみ固執する想像力論の見直し作業と並行してなされた考察であった。

最後に、「美学」あるいは「芸術学」という学問が扱いて得る対象領域の問い直し。これは、バークの後半生とも密接にかかわる実践知の問題、すなわち「政治」の問題と重ね合わせ学際的に論じることとなった。近代において「芸術」概念が「自律/自立」したとき、そこから取りこぼされ顧みられなかった技法に関するグレーゾーンがあつたはずだ。「美学」という学問は、実践的課題を扱う学問と相容れない、お高くとまった無味乾燥なものではない。美学における「切れ味の悪い」イメージの打破こそ、まさに近代の「純粹芸術」概念への反省なしにはあり得ないだろう。こうした事情から、バークにおける「カント以前の」実践的な思索の検討がおのずと要請されてくる。

結論として、初期バークの美学思想は、アイリッシュとしての土俗性あるいは身体性が、大ブリテンのなかで経験した「痛み」あるいは「分裂」のあらわれとして規定されることになった。一八世紀のロンドン社会を生きたバークの精神は、美と芸術に関する初期思想のうちに、不整合なまま、しかし直截的に現れている。そして、政界に登場して以降の「成功者」バークは、自己のうち

に抱えた苦悩を逆にとり、それをまさに「リディキュル」の技芸にまで高め、国家という舞台を巧みに演じきつた「役者」だったとさえいい得るかもしれない。

このように本論文では、初期バークにおける美学思想の解釈は、徹底してアイルランドの風土性に身を寄せている。こうした考察態度は、アイルランドおよびイングランドでの実地調査(二〇〇一年一〇月―一二月および二〇〇二年五月実施)を踏まえた、以下二つの章に最もよく反映されていると思う。それは、初期バークにおける生誕・教育・信仰の様相を伝記的に検証した第一章とバークの演劇論草稿の検討(手稿調査も含む)を通じて一八世紀のアイリッシュ・メンタリティを考察した第五章とである。

世阿弥の能と能楽論の研究

―その編年的位置づけをめざして―

尾 本 頼 彦

世阿弥の能と能楽論の編年的研究が極めて少ない現状に鑑み、本研究は第一篇で世阿弥の能楽論の、第二篇で世阿弥の能の編年的研究を行うが、新しい編年的位置づけのための基準を発掘し、能楽論の通説を修正し、世阿弥の能、とくに軍体能と脇能の編年

的位置づけを行う。

まず、第一篇に関して、世阿弥が応永七年に著述した能楽論の『花伝』三篇は後年に大幅に増補されたことは通説である(当初の三篇を「初期花伝」と略称)。その後『花伝』は七篇まで作成されたが、後半三篇の第五に相当する「奥義」、第六の「花修」、第七の「別紙口伝」が巻序順に成立していないというのが通説である。第一章から第三章で、新規に見出した基準(「花・面白・珍」の語や「音曲・舞・幽玄・初心」の語の理解のされ方の質)を適用して通説を見直し、巻序順に成立したとする新説を提起する。

第四章と第五章では「初期花伝」が後年に増補された問題に関して、「物学条々」の「神」の条の但し書きと「問答条々」第9条の全文も後年に増補されたことを新しく提起する。

第六章では、従来「初期花伝」は応永二十年代後半に『花伝』から『風姿花伝』に改名された時点に重要な増補がいつせいにされたと考えられていたが、「初期花伝」のほとんどが第1次「花修」後に増補された可能性を提起する。

第七章と第八章では、「奥義」跋文や、近江猿楽と田楽の芸風を大和猿楽へ導入することの意味や、「奥義」文末の「たとひ」ではじまる文言の意味の再検討により、「奥義」の成立が義満死後、応永十五年後半〜十六年に絞れることを提起する。

第二篇に関しては、第一章で、三宅晶子氏が「世阿弥の物まね論―舞曲舞の成立―」に示された方法に基づきつつ、その数値化をより徹底させた分析方法をもって、観阿弥より信光にいたる五十曲のクセの詞章を分析するという編年的研究の新手法を開発する。

第二章より第六章で、作能時期がほぼ特定されている《実盛》を基準にして、世阿弥作の軍体能6曲の先後関係を検討し、《通盛》↓《実盛》↓《頼政》↓《清経》↓《敦盛》↓《忠度》の順に作能されたことを提起する。

第七章では、世阿弥の女体神能について、《箱崎》↓《鶉羽》↓《布留》↓《呉服》の順に作能されたとの位置づけをする。

第八章では、《箱崎》《鶉羽》の後ジテが、通説とはちがって経を手にとって登場せず、《箱崎》の後ジテは経の入った箱を、《鶉羽》の後ジテは「満干の玉」を持って登場したこと、《鶉羽》が当初から遊舞能の趣向の能であったことを提起する。

第九章では、天野文雄氏の世阿弥男神脇能に関する編年的研究を再検討し、《弓八幡》が応永初年の作能ではなく、義満の一周忌(応永十六年)に、義満を追慕・追善することを第一に、合わせて義持の家督継承の御代はじめを祝して作能された可能性が高いことを提起する。

第十章では、『三道』に老体として分類されている《弓八幡》

《高砂》《養老》の後ジテは室町時代末期以降の演出では若い男神・貴公子が登場する。本研究では、従来の世阿弥時代も若い神であったという説を再検討するとともに、眼目の後ジテの舞事が世阿弥の『二曲三体人形図』の老舞であること、《高砂》の後ジテ登場の詞章に老体と考えるべき文献的裏づけがあることを提起する。

第十一章では、世阿弥伝書において使い分けが明確である「歌舞」と「舞歌」の語が能作においても編年的位置づけのための基準になることを明らかにする。「舞歌」の語を持つ《白楽天》《蟻通》などの9曲が応永二十六年後半以後の成立であること、「歌舞」の語を持つ《逢坂》と《仏原》の成立時期が応永二十六年後半以前に限定されることを提起する。

K・ペンデレツキの音楽作品における 死と生のダイナミズム

—クラスター作法の意味論—

黄 木 千寿子

一九五六年の所謂「雪解け」後、制限されていた西洋の前衛音楽が一気にポーランドに流入し、多くの若手前衛作曲家を輩出し

た。彼等の作風は、個々別々なから「音響が主体となる」一点で一致していた。オーケストラによるクラスターがその最たる手法で、その旗頭ペンデレツキ Krzysztof Penderecki (一九三三～) は、独自のクラスター書法と噪音による音楽(本論ではそれを原クラスターと呼ぶ)で一世を風靡した。しかし彼はその書法に安住せず《スタバト・マーテル》(一九六二)を皮切りに、伝統的手法とクラスターとの統合によって、七〇年代半ばまで自らのクラスター書法を発展させていった。その結果、一作品中での複数の様式の混在という一見多元主義的な様態が生じてくる。更に、合唱や声楽ソロ、つまり詞を用いた管弦楽作品では、詞の構造やその用い方が意味の曖昧さ(多義的状況)を作る。こうした「作品の多義性」は、多様式など類似の外見を持つ七〇年代の西洋音楽において、時代のメルクマールとも言えるが、意味の捨象傾向にあるこれらポストモダンの作品と、何らかの意味への指向性を持つペンデレツキの作品との間には、表面的な類似性と内実の乖離との両面性が見て取れる。本論考は、技法面からの考察によりそこに潜む意味に焦点を当て、その象徴性を浮き彫りにしようとする試みであり、それ故ペンデレツキのクラスター作品の約半数を占める、詞を伴う作品を考察対象としている。

ペンデレツキの音楽作品の多義的様態を生み出す要因としては様式の多元性、詞の聴取の不可能性、詞構造の多元性の3点が考

えられ、それらがアプローチの鍵となる。

第1章では、クラスタの起源として、J・ホミニスキが提唱したソノリスティカ *sonorystyka* の概念を提示する。「ソノリスティカ」は、シマノフスキに由来する本来純粹音楽的な、音響を表現手段とする作法だったが、二〇世紀ポーランドが被った過酷な体験により変質したと捉えられる。更にこの章では、変質したソノリスティカの第1の姿、原クラスタが前言語的に有する、「恐れ of 感覚」を論ずる。第2章では、様式の多元性について、一つの作品における多様式の使用を様式引用と捉え、Z・リツサの引用ーコラージュという対概念を援用して考える。引用とは、引用断片が所屬した原楽曲が意味するものを *pars pro toto* (もとの楽曲を代表する部分) として背負いながら、上部構造の新しい楽曲に依存し、新しいフェイズをなすものであり、一方コラージュは、六〇年代以降に出現した引用を指し、そこでは引用断片がもはや *pars pro toto* として機能せず、その意味は周囲との対比にすぎない。ペンデレツキは、クラスタへの過去の様式の導入によって、緊張と弛緩の関係を企図しているが、それは聴き手の共通モード (過去の様式が *pars pro toto* として背負っているもの) の認識なくして成立しない。また、引用するものと引用されるもの (クラスタと過去の様式) は、両者間の緊張ー弛緩の関係をもつて相互作用し、新しいフェイズを生みだす。第3

章では、詞聴取の問題を考える。噪音という音と詞の狭間にある音響の使用や、詞を聴取不可能にする技法は、従来なかった新しい音響を生み出すと同時に、詞の線的構造は破棄され、その意味は抹消される。それは間テクスト的空間 (J・クリステヴァによる概念で *le symbolique* || 言語的、父権的な超越論的領野と *le sémiotique* || 身体的欲動の場、前言語的な領野の両者の併存する状態のこと) において、言語の既成秩序を離れて生ずる現象である。音楽化した詞の意味生成作用は拡大するが、一方ではその方向性は詞に規定される。詞の意味はその場では消失するが、通常の言語概念では得難い、詞の深意が描かれる。さらに「他者言語」の使用によって、神の絶対他者性 (通交不能に見える神の全き聖性) が表現され、同時に共時的体験の感覚 (我々と共にいる神の *timeless significance* の感覚) が生成される。第4章では、詞の多義的様態を探る。作品の詞は、作曲家自身が編集した、聖書を中心とする種々の原典から成るものが殆どである。分析の結果、これらの多義的様態が「殺戮の死」と「生への扉としての死」という一つの死の二つのフェイズの表現であることに辿り着く。第5章では、先に考察した音楽、詞両面の多義的様態を、《ウトレニア》(一九七〇) の分析によって具体的に示す。そこから、作品の多義的様態は、死から生へのダイナミズムそのものを表現することが明らかになる。そして終章は、これまで論じ

てきたペンデレツキのクラスター作品の多義性の意味を、彼の出自（東と西の混血）と生い立ち（二〇世紀ポーランドが被った悲惨な体験）から考える。彼の作品の多義的様態は、外見上多くの同時代音楽と同調するかに見えるが、その内実はかなり異なる。原クラスターは形骸化した我々の日常に、「死」を喚起させるが、様々な他者の介入により、究極的には「殺戮の死」から「生への扉としての死」へと転化する。それは安逸で予定調和的な信仰ではなく、現実に苦難を体験した者の、深い淵からの祈りとして捉えられよう。